

4-5_機能要件_収納管理

項目	仕様	機能名称	標準仕様書				備考	要件の考え方、理由	見積りの目安			対応方針・相談事項	その他意見等への対応方針
			機能要件	実装してもなくても良い機能	実装しない機能	連携先			想定機能数(表数)	必須機能の見直し 優先度	2025の実現 性確認		
1. 履歴・収納情報管理													
1.1. 履歴・収納情報管理													
1.1.1.	1	履歴情報取込(当初)	各課税システムから当初課税データ(個人住民税(給与特徴・年金特徴・普通徴収)、法人住民税、固定資産税、軽自動車税(特別徴)、課税データ(法人住民税)を任意の日付を指定して受け取り、課定情報として取り込めること。取り込ませ、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。 <課定情報> ・課税年度 ・課税番号 ・期別 ・課税額 ・延滞金額 ・決算繰越課税額 ・納期限 ・法定納期限 ・延滞更正前の納期限 ・申告区分 ・事業年度 ・事業期間 ・通知年月日 ・課税年月日 ・修正申告年月日 ・特別徴収指定番号 ・車両番号 ・車種区分 ・法人住民税の延長月数	個人住民税については、非課税の課税情報を取り込む・取り込まないを選択できること。	実装すべき	実装すべき	収納に必要な課定情報の連携は、実装すべき機能としている。 非課税の情報は大規模団体で不要なデータを連携しないために実装してもしなくても良い機能とした。	要検討	要確認				
	2		個人住民税については、非課税の課税情報を取り込む・取り込まないを選択できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	収納に必要な課定情報の連携は、実装すべき機能としている。 非課税の情報は大規模団体で不要なデータを連携しないために実装してもしなくても良い機能とした。	要検討	要確認					
1.1.2.	1	税目固有の要件として、 ・固定資産税については、土地・家屋と償却資産の内訳も取り込めること。共有者の情報も取り込み、納税義務者を検索した時、共有者を名寄せし、一覧表示できること。 ・個人住民税については、事業所(特別徴収義務者)と従業員(特別徴収対象者)の情報も紐づけて取り込めること。退職所得に関する納税情報については、納税特例の納付月に関する課税情報も取り込めること。退職所得の課税情報、控除超過額(配当割、株式等譲渡所得控除額)を管理(設定・保持・修正)できること。 ・法人住民税については、申告区分、事業年度及び均等割/法人税割の内訳を表示できること。みなす申告対象者を把握できること。 税目の固有の要件は、税額更正取込においても同様とする。	固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。 固定資産税については、共有者の納税通知書の発行情報も取り込めること。	実装すべき	実装すべき	税目固有の要件についても、収納に必要な課定情報の連携は、実装すべき機能としている。 固定資産税・都市計画税の内訳については、各課税システムを参照する運用でも問題ないと想定されるため、実装してもしなくても良い機能とした。	要検討	要検討	要確認				
	2		固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。 固定資産税については、共有者の納税通知書の発行情報も取り込めること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	税目固有の要件についても、収納に必要な課定情報の連携は、実装すべき機能としている。 固定資産税・都市計画税の内訳については、各課税システムを参照する運用でも問題ないと想定されるため、実装してもしなくても良い機能とした。	要検討	要検討	要確認				
1.1.3.		税額更正取込	各課税システムから税額更正データ(個人住民税(給与特徴・年金特徴・普通徴収)、法人住民税、固定資産税、軽自動車税(特別徴))を受け取り、課定情報として取り込めること。 税額が変更されない異動情報についても取り込めること。 取り込ませる期間について、税目単位で取得する日数やタイミングで一括取得ができること。 取り込ませ、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。	納税管理人が設定されている場合は、名寄せして表示されること。 年金保険者である場合は、その旨が表示されること。	実装すべき	実装すべき	1.1.1で取り込んだ履歴情報について、更新が発生した場合には更新が必要となるため実装すべき機能としている。 取り込み期間については、地方団体の運用に合わせて任意に指定できることとしている。		要確認				
1.1.4.		異動情報	異動年度、前年度分の課定情報の異動履歴を取り込めること。 異動前後の差額が限定できること。 課定情報が異動になった対象者を把握できること。 給与特別徴収義務者の課定・異動があった場合、異動の対象を参照できること。		実装すべき	実装すべき	異動の対象を参照は、給与特別徴収義務者の課定・異動があった場合、納税義務者個人が特定できることを要している。		要確認				
1.1.5.	1	納付情報管理	納税義務者ごとに課定情報・納付情報・充当予定情報が管理(設定・保持・修正)できること。 複数税目の情報がある場合は、名寄せして表示されること。	納税管理人が設定されている場合は、名寄せして表示されること。 年金保険者である場合は、その旨が表示されること。	実装すべき	実装すべき	納税義務者ごとに複数税目の情報を照会できることは業務上必須であるため実装すべき機能としている。 充当予定情報は、二重納付・督促発注等を防止するために実装すべき機能としている。 納税管理人を設定した場合は、名寄せするかどうかは地方団体により運用が異なるため実装してもしなくても良い機能としている。						
	2		納税管理人が設定されている場合は、名寄せして表示されること。 年金保険者である場合は、その旨が表示されること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	納税義務者ごとに複数税目の情報を照会できることは業務上必須であるため実装すべき機能としている。 充当予定情報は、二重納付・督促発注等を防止するために実装すべき機能としている。 納税管理人を設定した場合は、名寄せするかどうかは地方団体により運用が異なるため実装してもしなくても良い機能としている。							
1.1.6.			税目、会計年度、収納年月日、徴収年月日、期別単位で納付毎の納付状況が期間を指定して照会できること。 照会結果は一覧で抽出できること。		実装すべき	実装すべき	--						
1.1.7.			納税義務者、税目、年度、期別ごとに督促、執行停止、不納欠損等の処分情報を照会できること。		実装すべき	実装すべき	--						
1.1.8.		未納情報管理	納期限・税目・抽出期間を指定し、未納者台帳を出力できること。 同一納税義務者が含まれる場合は、名寄せして表示できること。 世帯員や固定資産税の共有者、個人住民税(特別徴収)の特別徴収事業用で名寄せして表示できること。		実装すべき	実装すべき	納税義務者ごとに複数税目の未納情報を照会できることは業務上必須であるため実装すべき機能としている。		要確認				
1.1.9.			納税義務者が他の納税義務者の納税管理人・相続人等の代納を行っている場合、その納税義務者が納めべき未納額・滞納額をまとめて表示すること。		実装すべき	実装すべき	--						
1.1.10.	1	履歴表示	納税義務者別に課定履歴、納付履歴(連帳による振込込含む)、各納付チャネル(一般納付(00R・パンチ)、口座振替/コンビニ納付/クレジット/カード納付/スマートフォン納付/マルチペイメントネットワーク/共通納付(年金特別徴収)、遺贈納付の連付/完済履歴、特別徴収、滞納履歴、発行した通知書類(納付書、含算納付書、督促状、口座振替不能通知、再振替のお知らせ)が表示されること。 納付チャネルのうち口座振替については、納付された金融機関情報、コンビニ納付については、コンビニ店舗・支店情報を表示できること。 連帳の履歴については、連帳の履歴で更新できること。 同一期別に複数納付(分納、充当差額等)があった場合、収納額を納付毎に表示できること。 完納、執行停止及び不納欠損後のデータであっても全ての情報が表示されること。 税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	発行した履歴(一括納付書)が表示されること。 納付された金融機関の支店情報も表示されること。	実装すべき	実装すべき	納税義務者ごとに課定履歴、納付履歴の詳細・それに伴う滞納処分や通知等を照会できることは業務上必須であるため実装すべき機能としている。 金融機関の支店情報は問合せ等で必要な情報となり得るが、データで自動登録されるものではないため、実装してもしなくても良い機能としている。	要検討	要検討	要確認			
	2		発行した履歴(一括納付書)が表示されること。 納付された金融機関の支店情報も表示されること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	納税義務者ごとに課定履歴、納付履歴の詳細・それに伴う滞納処分や通知等を照会できることは業務上必須であるため実装すべき機能としている。 金融機関の支店情報は問合せ等で必要な情報となり得るが、データで自動登録されるものではないため、実装してもしなくても良い機能としている。	要検討	要検討	要確認				
1.1.11.		メモ管理	納税義務者別にメモを管理(設定・保持・修正)できること。		実装すべき	実装すべき	管理目的のみでは足りない情報を地方団体の運用等に応じて記録するためのメモ機能を定義している。						
1.1.12.		処理注意事項管理	納税義務者別に処理注意事項を管理(設定・保持・修正)できること。		実装すべき	実装すべき	処理注意事項の地方団体の運用に合わせた権限設定による管理ができることとしている。						

項目	仕様	機能名称	標準仕様書	機能要件	実装してもなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版(仮称)	備考	要件の考え方・理由	真価計の目的			対応方針・相関事項		その他意見等への対応方針			
											必須機能の見直し	2025の実現性確認	オプションの見直し	対応方針	相関事項				
											通常版	限定機能版(仮称)	オプションの見直し						
				「 仮定手数料の消込処理 ができること。						スマートフォン決済の決済手段は、PayPay等の電子マネーの種別を限定している。また、地方団体が決済手段を替やすことに対応できるよう、メーカーコードを順次追加できることとしている。									
	2.1.9	1	2	<p>納付書発行データ(請求データ)をサービス事業者へ送信できること。</p> <p>クレジットカード納付、マルチペイメントネットワーク一括または個別で消込処理ができること。本税と延滞金をそれぞれの課税に対して消込処理ができること。消込処理の結果、集計表が出力できること。</p> <p>継続払い、期度払いに対応できること。</p> <p>クレジットカード納付の申込者・契約者情報の管理(設定・保持・修正)ができること。また、一覧表を作成できること。</p> <p>契約相手方(収納代行業者、金融機関等)とのインターフェース調整を行えること。</p>	「 仮定手数料の消込処理 ができること。		実装すべき	実装すべき									【確認】(GitHub No172) ※左記①、②確認と同じベンダーより以下意見を受領しております。当該が所管する地方自治体においてクレジットカード払いへの対応は収納代行業者を介した継続払いに限られています。クレジットカードの契約者情報を自治体で管理するとなると、セキュリティ面のリスクを考慮した件内ルールや体制の整備が必要となります。		
	2			「 仮定手数料の消込処理 ができること。														上記意見を踏まえ、「クレジットカード納付の継続払いに対応する機能」を「実装してもなくても良い機能」に振り、「クレジットカード納付の申込者・契約者情報の管理機能」を「削除」してよろしいでしょうか。	
	2.1.10	1	2	<p>共通納税の消込処理が一括または個別でできること(退職所得分離課税を含む。)。本税と延滞金をそれぞれの課税に対して消込処理ができること。消込処理の結果、集計表が出力できること。</p> <p>納付情報管理ファイル、納税情報ファイル(収入年月日ベース)の取り込み、管理ができること。</p>	「 仮定手数料の消込処理 ができること。		実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		共通納税の対象税目拡大により、地方団体での対応が必要になることから、実装すべき機能として定義している。									
	2.1.11	1	2	<p>納付情報管理ファイルに含まれる納税者IDから、システム内の納税義務者を特定し、届けている通知書番号(指定番号)を自動的に振り、納付情報管理ファイルに含まれている指定番号情報の有無にかかわらず、自動的に補った通知書番号(指定番号)を基に消込処理ができること。</p>						共通納税の対象税目拡大により、地方団体での対応が必要になることから、実装すべき機能として定義している。									
	2.1.11	1	2	<p>消込処理により、納付額(本税・延滞金)が最新の状況となり、確定延滞金の確定が自動で行われること。また、延滞金設定額が1円以上で確定になった対象者リストが出力されること。消込処理により、確定額を納付した場合には、確定延滞金設定額の計算を行うこと。地方税連の規定に収い、確定延滞金が計算されること。</p>	「 消込のタイミングで本税未納であるが、延滞金のみ納付された場合、正しく消込処理ができること。		実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		消込のタイミングで本税未納であるが、延滞金のみ納付される場合は、以下の場合を想定している。 ・滞納処分を執行し滞納代金を滞納市税に充当処理を行う前に、納税者が窓口に来庁し滞納として延滞金を納付する場合 ・滞納処分である滞月を複数に分割し最後の納付日に延滞金を追加したが、納税者が納付する滞月を間違えた場合								【事務系】(GitHub No173) ベンダーより以下意見を受領しており、計算ロジックを詳細化するかどうか検討する。 「税務計算や確定申告について税務共通の機能要件として検討中ではありますが、確定延滞金や滞付加算金も機能定義の観点としては別列のものであり、システムで実装する範囲の策定が必要と考えます。	
	2.1.12	1	2	<p>確定がない場合の消込(法人住民税)</p> <p>法人住民税において課税情報がない場合、課税システムから収納管理システムに課税情報が連携されるまで納付を保留扱いとする。または暫定的な消込扱いとする(ただし滞納扱いとしない)こと。確定情報連携後、消込処理されること。または正規の消込扱いとなること。保留、暫定的な消込の対象者を把握できること。</p> <p>消込結果は法人税割、均等割に振り分けできること。また、均等割・法人税割額の合計額でも消込処理ができること。</p> <p>予定納税の額が、確定申告で決定した額との差額が生じた際、その差額が未納又は過額納税となること。これらについて、共通納税による納付についても同様であること。</p>	「 納付額=課税額として課税情報を作成して、消込を行えること。		実装すべき	実装すべき		課税情報がない場合、納付を保留とするか暫定的な消込扱いとするかは地方団体の運用により異なるものも想定している。確定情報連携後、保留扱いとしていたものは自動で消込処理されること、暫定的な消込としていたものは正規の消込扱いとなることとしている。									
	2.1.13	1	2	<p>確定がない場合の消込(個人住民税)</p> <p>個人住民税において課税情報がない場合、退職分離課税の消込を行えること。退職分離課税の課税情報を作成できること。確定情報連携後、消込処理されること。または正規の消込扱いとなること。保留、暫定的な消込の対象者を把握できること。個人住民税本体と退職分離課税で内訳に振りがある場合、内訳の移動ができること。課金を作成するタイミングについて、任意に設定できること。(収入年月日等)</p>	「 納付額=課税額として課税情報を作成して、消込を行えること。		実装すべき	実装すべき		課税情報がない場合、納付を保留とするか暫定的な消込扱いとするかは地方団体の運用により異なるものも想定している。確定情報連携後、保留扱いとしていたものは自動で消込処理されること、暫定的な消込としていたものは正規の消込扱いとなることとしている。上記のように保留等とせず、納付額=課税額として課税情報を作成して、消込を行う運用もあり得ることから実装してもなくても良い機能としている。									
	2.1.14			<p>納期特例分の消込(個人住民税)</p> <p>個人住民税の納期特例分については、納付データの月から前月分または後月分を判断し、その未納額合計と納付データの未納額合計が等しい場合に、前月分又は後月分へ消込処理できること。</p>	「 個人住民税の納期特例分については、納付データの月から前月分または後月分を判断し、その未納額合計と納付データの未納額合計が等しい場合に、前月分又は後月分へ消込処理できること。		実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		大規模団体が必要な機能のため、実装してもなくても良い機能としている。									
	2.1.15	1	2	<p>滞報データ管理</p> <p>コンビニ納付、クレジットカード納付、スマートフォン納付、マルチペイメントネットワーク、共通納税の滞報データを取り込み、管理(集計)できること。取り込んだ際、仮消込処理ができること。滞報データの集計機能を有すること。</p>	「 同一納付書に対する複数の滞報データを管理できること。		実装すべき	実装すべき		滞報データの管理は、滞報データについては滞付充当処理のため必須であるが、滞報データは必須ではなく一部の地方団体にて管理しているため、実装してもなくても良い機能としている。									
	2.1.16			<p>滞報データに対する取消データが連携された場合は、滞報データを削除できること。</p>			実装すべき	実装すべき		滞報データが連携される前に、滞報データに対する取消データが連携された場合を想定している。								①【提案】(GitHub No464) ベンダーより以下意見を受領しております。「滞報データに対する取消データが連携された場合は、滞報データを削除する事ではなく、取消データ連携後の連携機能への対応を判断する事と考えますので、実務内容の見直しを希望いたします。」	
	2.1.17			<p>滞報データに対する取消データが連携された場合は、滞報データを削除できること。</p> <p>エラー発生は保留状態として管理し、エラー修正または課定連携後に再消込処理ができること。保留状態のリストが出力できること。</p>			実装すべき	実装すべき		滞報データが連携された場合、エラーリストで収納情報を特定し、修正後に再消込処理ができることとしている。								上記意見に対応して、機能要件を以下の様に変更いたします。「滞報データに対する取消データが連携された場合は、滞報データを削除できること。」	

項目	仕様	機能名称	標準仕様書	機能要件	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版(有料)	備考	要件の考え方・理由	真積計の目的			対応方針・相関事項	その他意見等への対応方針	
											必須機能の真積	2025の実現性確認	オプションの真積			
2.1.18	1	日計/月計表作成	<p>収入年月日・会計年度毎に税目の収入金の集計表(日計表)の出力ができること。また、月計表を作成して出力できること。日計表は、出納閉鎖期間中は旧年度・新年度とも出力できること。</p> <p>収入年月日・会計年度毎に税目の収入金の集計表(月計表)の確認ができること。月計表は、出納閉鎖期間中は旧年度・新年度とも出力できること。月計表においては、滞納繰越分を年度別に出力できること。</p> <p>滞納繰越税分の滞納情報を集計できること。納付委託分・充当分を区別できること。</p>	<p>普通徴収において、年金特別徴収を区別できること。</p> <p>普通徴収と市区町村税について、按分率を指定して日計表/月計表が作成できること。固定資産税と都市計画税も同様に作成できること。</p>	実装すべき	実装すべき	実装すべき	実装すべき	実装すべき	<p>納付情報の詳細の把握及び集計は業務上必須であるため、実装すべき機能としている。</p> <p>納付委託分・充当分については、通常の納付と滞納繰越分による納付を統計等で区別して把握する必要があることから、実装すべき機能としている。</p>	<p>【事務局】(G1)Hh.No63) 「滞納分繰越税の滞納情報を集計できること。」 →「滞納分繰越税の滞納情報を集計できること。」に修正。</p> <p>【事務局】(デジタル庁ネガティブチェック No131) 「納付情報として、会計年度区分、過年度区分、決算年度区分、科目別(滞納繰越税/滞納分)の滞納/滞込を管理できること」を機能要件に追加する。</p>					
																<p>普通徴収において、年金特別徴収を区別できること。</p> <p>普通徴収と市区町村税について、按分率を指定して日計表/月計表が作成できること。固定資産税と都市計画税も同様に作成できること。</p>
2.1.19	1		<p>収入金入金内訳(財務会計)・指定した期間(税目別)別に地方自治法施行規則第14条別表(現年滞納税目別)の「どの項目から」「どの項目へ」収入金を移したか、滞納・滞込額と金額と件数の情報が得られること。</p> <p><税目の移動> ・税目及び現年滞納の収入金額を修正(金額の訂正) ・連う税目等へ収入した場合は修正(金額の訂正) ・ある「税目・現年滞納」から別の「税目・現年滞納」へ充当(税目別・年度別の収入金額引替) ・歳入から歳付(税目別・年度別の収入金の支出) ・歳付から歳入(税目別・年度別の収入金の支出) ・歳入歳付しようとしたが、歳付できず収入金を歳入(税目別・年度別の収入金の支出)</p>	<p>借入金取立の、金額と件数の情報が得られること。</p>	実装すべき	実装すべき	実装すべき	実装すべき	<p>財務会計処理を行うために、必要なデータの把握について定義している。</p> <p>借入金取立については、地方団体の事例によるため実装してもしなくても良い機能としている。</p>	<p>【事務局】 ・収入区分に、「納付委託の取立」「換価相当の充当」「第三者納付」等を追加 ・項目の移動の内「税目及び現年滞納の収入金額を修正(金額の訂正)」「連う税目等へ収入した場合は修正(税目・年度の修正)」について、集計機能を追加 上記のような改善が必要であるというベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受理しているため、対応不要とする。</p> <p>【事務局】 本実装の機能について、実装していないベンダーがいるが、本機能は訂正に必要な機能と整理されており、2025年までの実装が可能であるという回答も受理しているため、対応不要とする。</p>						
															<p>借入金取立の、金額と件数の情報が得られること。</p>	実装してもしなくても良い
2.2		口座振替処理														
2.2.1	1	口座振替管理	<p>税名、期別、通知書番号、対象税目毎に、口座情報、納付方法(全期前納/期別)、メモを管理(設定・保持・修正)できること。口座情報区分(登録/変更/停止/廃止)のそれぞれを管理(設定・保持・修正)できること。未末日で口座情報を更新することができること。停止・廃止口座を含めて、管理できること。</p> <p>登録の際、登録履歴より参照作成ができること。個人住民税(種別別)・固定資産税それぞれについて、口座振替を管理できること。登録履歴(種別別)・固定資産税の口座は課税客体/宛名単位で管理できること。車両番号を管理できること。</p> <p>課税システムで使用される口座がある場合、一括で登録・修正ができること。分別納付用の口座は別途管理できること。</p> <p>口座情報から口座振替を行っている対象者抽出ができること。</p> <p>口座振替可能な金融機関情報を管理できること。</p>	<p>システム内で作成したCSV等の申込データを取り込むことで、口座情報を一括で登録できること。申込データがCSV等からの申込または一括での申込が管理できること。</p> <p>期別を指定し、口座振替を停止できること。</p> <p>課税システムで任意に登録された宛名情報(名寄せ元、名寄せ先のいずれかに口座登録されているものに限る。)を抽出できること。</p> <p>口座振替の廃止について、廃止のお知らせと同時に未到来の納期の納付書の出力について選択できること。</p>	実装すべき	実装すべき	実装すべき	実装すべき	<p>納税義務者、税目ごとの口座振替管理ができ、登録・変更・停止・廃止の区分及びその事由を管理できるとしている。</p> <p>口座の停止は一時的なもの、廃止は口座振替登録の解約を意味している。</p> <p>宛先が任意(地方団体のシステム上で課税口座登録されているが、金融機関で振替口座登録が完了していない状態)や金融機関からの照会に対して不備返答等メモで管理することを想定している。</p> <p>滞納口座の更新履歴日付が宛先目的とも設定されるため、未末日で変更することができることとしている。</p> <p>滞納のみ口座振替を停止するという運用を行う地方団体もあるため、実装してもしなくても良い機能とした。</p> <p>外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、実装してもしなくても良い機能とした。</p>	<p>①【登録】 「種別別(種別別)・固定資産税の口座は課税客体/宛名単位で管理できること。」という機能について、現在実装していないベンダーがあり、「課税客体毎に引込口座を覚えてほしいという要件は、弊社の導入範囲では少数であった。導入団体様の運用を模倣化してしまう可能性もある。」というご意見を頂いております。本機能について実装してもしなくても良い機能に確認することを確認いたします。</p> <p>②【登録】 「種別別(種別別)・固定資産税の口座は課税客体/宛名単位で管理できること。」という機能について、現在実装していないベンダーがあり、「課税客体毎に引込口座を覚えてほしいという要件は、弊社の導入範囲では少数であった。導入団体様の運用を模倣化してしまう可能性もある。」というご意見を頂いております。本機能について、設定機能版(有料)に限って「実装してもしなくても良い機能」に確認することを確認いたします。</p> <p>③【登録】 「口座情報区分(登録/変更/停止/廃止)のそれぞれを管理(設定・保持・修正)できること。」という機能について、「口座情報区分、事由を新たに管理するよう改善が必要である」というベンダーがいるが、本機能について、設定機能版(有料)に限っては、「実装してもしなくても良い機能」に確認することは可能でしょうか。</p> <p>④【登録】 「個人住民税(種別別)の口座と紐づけて車両番号を管理できること。」という機能について、現状実装していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受理しているため対応不要とする。</p> <p>⑤【登録】 「課税情報の管理について、「廃止日」という項目が不足しているベンダーがあります。口座管理の上記項目について、設定機能版(有料)に限っては「実装してもしなくても良い機能」に確認することは可能でしょうか。</p> <p>⑥【登録】 「税名、期別、通知書番号、対象税目毎に、口座情報、納付方法(全期前納/期別)、メモを管理(設定・保持・修正)できること。」という機能について、ベンダーから実装した意見及び、過去の期の経緯から「税名、対象税目毎に、口座情報、納付方法(全期前納/期別)、メモを管理(設定・保持・修正)できること。」に修正する。</p> <p>⑦【登録】 「分別納付用の口座は別途管理できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受理しているため、対応不要とする。</p>	<p>【事務局】(G1)Hh.No61) ベンダーより「固定資産税の口座は課税客体/宛名単位で管理(定期振替・再振替)により口座振替を実施している」というご意見を頂いております。本機能について実装してもしなくても良い機能に確認することを確認いたします。</p> <p>【事務局】 「課税情報の管理項目として「振替開始日」、「振替終了日」、「停止開始日」、「停止終了日」の項目があります。それぞれ、振替日としての振替履歴が管理できることと条件を満たすと判断することについて差し支えありませんか。」</p> <p>上記意見について、口座情報の管理は、自単位ではなく、自単位での管理で構わないでしょうか。</p>					
															<p>システム内で作成したCSV等の申込データを取り込むことで、口座情報を一括で登録できること。申込データがCSV等からの申込または一括での申込が管理できること。</p> <p>期別を指定し、口座振替を停止できること。</p> <p>課税システムで任意に登録された宛名情報(名寄せ元、名寄せ先のいずれかに口座登録されているものに限る。)を抽出できること。</p> <p>口座振替の廃止について、廃止のお知らせと同時に未到来の納期の納付書の出力について選択できること。</p>	実装してもしなくても良い
2.2.2			<p>口座情報のうち人名氏名等が口座を指定し、誰のどの税目が振替対象となっているか確認できること。</p>		実装すべき	実装すべき										
2.2.3			<p>宛名番号・税目・納税通知書番号・納税義務者を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。</p> <p>固定資産の所有者変更、持分割合変更等の対象者を抽出できること。</p>		実装すべき	実装すべき										
2.2.5	1	口座振替依頼書作成	<p>登録された口座情報に基づき、全期前納もしくは期別を指定し、金融機関別に口座振替依頼データを作成できること。</p> <p>期別、税目ごとの振替依頼件数、金額が金融機関別に確認できること。</p> <p>口座振替依頼書を一括に特定できる番号を管理できること。</p> <p>口座振替依頼データは、全額一括フォーマットで作成可能なこと。ただし、地方団体の契約する指定金融機関等の仕様に対応できること。</p> <p>指定した期別以外に、随時振替ができること。</p> <p>除外条件に基づき、口座振替依頼データの作成除外ができること。除外条件は、税目及び期別単位で判定されること。また、個別にデータ除外ができること。</p> <p>データ除外したリストを作成できること。データ除外された状況を確認できること。</p> <p>除外条件のうち納付書の取組(コンビニ連携データ及び履歴データ等、期別の履歴データ等、充当予定等)は地方団体ごとに任意選択できること。</p> <p><想定される除外条件> ・納付済 ・分割納付中 ・徴収(換価) 納付済 ・執行停止中 ・繰上徴収 ・返済済 ・証券受託中</p>	<p>口座振替依頼データは、任意のグループに集約して作成できること。</p>	実装すべき	実装すべき	実装すべき	実装すべき	<p>口座振替データ作成の除外条件を定義し自動で除外リストで対象を確認できるとともに、納税義務者ごとの情報に応じて個別でもデータ除外できることとしている。</p> <p>口座振替依頼データは、データ伝送のため全額一括フォーマットで作成可能なことを実装すべき機能としているが、伝送未対応の金融機関がある場合には口座振替依頼書を作成してデータを作成し、伝送するための、任意のグループに集約できることを実装してもしなくても良い機能としている。</p>	<p>【提案】(G1)Hh.No62-84) 固定資産税のシステムに同一機能がなかったため、以下修正を行う。 「固定資産の所有者変更、持分割合変更等の対象者を抽出できること。」 →「固定資産の所有者変更、持分割合変更等の対象者を参照できること。」</p>						
															<p>登録された口座情報に基づき、全期前納もしくは期別を指定し、金融機関別に口座振替依頼データを作成できること。</p> <p>期別、税目ごとの振替依頼件数、金額が金融機関別に確認できること。</p> <p>口座振替依頼書を一括に特定できる番号を管理できること。</p> <p>口座振替依頼データは、全額一括フォーマットで作成可能なこと。ただし、地方団体の契約する指定金融機関等の仕様に対応できること。</p> <p>指定した期別以外に、随時振替ができること。</p> <p>除外条件に基づき、口座振替依頼データの作成除外ができること。除外条件は、税目及び期別単位で判定されること。また、個別にデータ除外ができること。</p> <p>データ除外したリストを作成できること。データ除外された状況を確認できること。</p> <p>除外条件のうち納付書の取組(コンビニ連携データ及び履歴データ等、期別の履歴データ等、充当予定等)は地方団体ごとに任意選択できること。</p> <p><想定される除外条件> ・納付済 ・分割納付中 ・徴収(換価) 納付済 ・執行停止中 ・繰上徴収 ・返済済 ・証券受託中</p>	実装してもしなくても良い
2.2.6	1	口座振替停止情報管理	<p>口座振替の停止を登録することで口座振替の対象外とすることができること。</p>	<p>任意の日付で、納付・更正・口座情報変更があったものを抽出し、口座振替依頼データ作成後の緊急依頼・停止を行うための依頼書が出力できること。</p>	実装すべき	実装すべき	実装すべき	実装すべき	<p>2.2.1にて口座情報の停止の登録をした場合は、2.2.5 口座振替依頼書作成の対象外とする。</p> <p>口座振替依頼データ作成後に、納税義務者からの依頼で任意のタイミングで口座振替への対応ができることを実装してもしなくても良い機能としている。</p>	<p>【提案】(G1)Hh.No62-84) 固定資産税のシステムに同一機能がなかったため、以下修正を行う。 「固定資産の所有者変更、持分割合変更等の対象者を抽出できること。」 →「固定資産の所有者変更、持分割合変更等の対象者を参照できること。」</p>						
															<p>任意の日付で、納付・更正・口座情報変更があったものを抽出し、口座振替依頼データ作成後の緊急依頼・停止を行うための依頼書が出力できること。</p>	実装してもしなくても良い
2.2.7		口座振替結果管理	<p>(口座振替結果の消込後、)振替結果(振替区分、振替不能分)を管理(設定・保持・修正)できること。振替結果の集計ができること。振替結果は税目、期別、通知書番号等を確認できること。金融機関別の金額・件数の集計ができること。また、税目単位で件数集計できること。</p> <p>口座振替/再振替、全期前納/期別納付の区別ができること。</p>		実装すべき	実装すべき										

項目	仕様	機能名称	標準仕様書	機能要件	実装しなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版(仮称)	備考	案件の考え方・理由	再検討の目安			対応方針・相応事項	その他意見等への対応方針	
											必須機能の見直し 通常版	2025の実現 性確認 限定機能版(仮 称)	オプションの実 置し			
2.2.8.				口座振替不能データについて、期間、税目、不能区分(全額払フォーマットで定める不能区分)で抽出できること。 口座振替データを抽出できること。 口座振替不能対象者について、口座振替不能データまたは再振替データのいずれかを作成できること。 再振替の経路について、対象振替の収納決定情報も参照すること。停止、廃止、収納滞り期間の内のデータについてデータを作成しないこと。 再振替データについて、管理(設定・保持・修正)ができること。 振替不能対象者については、地方団体により条件を設定できることとする。 <主な条件> ・不能区分が異なる ・振替までの期間で振替金の発生有無 ・再振替可能な金融機関であること 等			実装すべき	実装すべき			口座振替不能データについて、地方団体により口座振替不能通知を送付し口座振替以外の納付手段による納付を促す運用と再振替を行う運用を別れること考えられるため、口座振替不能データ/再振替データのいずれかを作成できることとしている。 また地方団体ごとに、不処理により再振替を行うかどうかの判断が異なるため条件を設定できることとしている。					
2.2.9.		各種通知書作成		振替口座の登録ができたデータを登録期間・税目毎・異動事由毎に抽出できること。 抽出した該当データを元に、口座振替開始(変更)通知を個別又は一括で出力できること。また、再発行もできること。 口座振替開始通知の送付状況を管理できること。 停止、廃止となった口座については、出力の対象とするかを管理できること。			実装すべき	実装すべき			口座振替開始(変更、停止、廃止)通知の送付は、地方団体ごとに異動事由により実行するかどうかの判断が分かれるため、異動事由毎に抽出し出力を選択できることとしている。					
2.2.10.				口座振替できたデータを期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データを元に、口座振替済通知兼納付書出力できること。各税目の口座振替済通知を、暦年及び年度で出力できること。 また、再発行もできること。 納税義務者単位でも出力できること。 口座振替済通知兼納付書の送付可否を管理できること。			実装すべき	実装すべき			債権目録口座振替としての納税義務者もいるため、納税義務者単位でも出力できることとしている。 地方団体の規模等により、口座振替済通知の発送有無が異なるため、送付可否を管理できることとしている。		要確認		【事務局】 「口座振替済通知兼納付書」を「口座振替済通知」に変更する。	
2.2.11.				口座振替不能データを、期間・税・不能事由毎に抽出できること。 抽出した該当データを元に、口座振替不能通知/再振替のお知らせを個別又は一括で出力できること。再発行もできること。 全期前納の口座振替不能については、不納となった理由、期別納付に切り替える/しないを選択できること。切り替える場合は1期分の納付書も、切り替えない場合は全期分の納付書データが出力できること。 口座振替不能通知の送付可否を管理できること。			実装すべき	実装すべき			2.2.8.で口座振替/再振替データのいずれかを作成し、それに基づき口座振替不能通知/再振替通知のいずれかを出力することを想定している。 全期前納の口座振替不能となった場合、期別納付に切り替える/全期前納を継続するかの地方団体の運用により分かれるため、選択できることとしている。		要検討	要確認	【事務局】 「再振替のお知らせ」という機能に関して、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「口座振替不能通知の送付可否を管理できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「口座振替不能データを、期間・税・不能事由毎に抽出できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 ①【確認】 「全期前納の口座振替不能については、不納となった理由、期別納付に切り替える/しないを選択できること。」という機能について、現状「全期前納で口座不能となった場合は、必ず期別納付に切り替える運用」を行っているベンダーがいます。口座不能の場合に、前期全納のままとする運用を残したほうがよろしいでしょうか。	
2.2.12.		口座振替		口座振替を勧奨するため、口座の申込書出力できること。 口座登録のない方を抽出できること。 税目等で抽出条件を選択できること。	口座振替を勧奨するため、口座の申込書出力できること。 口座登録のない方を抽出できること。 税目等で抽出条件を選択できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		口座振替を勧奨する運用を行う地方団体もあるため、実装しなくても良い機能として定義している。						
2.2.13.	1	強制処理		振替不能口座や死亡・転出等により使用されていない口座等について、未使用となっている期間を特定して抽出し、強制的に口座の停止・廃止処理が個別または一括でできること。対象者のリストを出力できること。 住上の異動等で死亡者に口座が登録されているものを、期間や連続不能回数・税目等で抽出できること。一定期間連続不能口座を抽出できること。	特定の期間を経過した、使用されていない口座等について対象を抽出し、自動で口座の停止・廃止処理ができること。 課税担当において、宛名付替(再転入などで同一人と判定されたものに限る)したものに、口座情報を自動で引き継ぐことができること。		実装すべき	実装すべき		口座振替不能を減らすため、使用されていない口座対象者を確認するともに、停止・廃止処理ができることとしている。 地方団体の規模等により、一定期間使用されていない口座を自動で停止・廃止処理することも考えられるため実装してもしなくても良い機能としている。		要検討		【事務局】 「振替不能口座や死亡・転出等により使用されていない口座等について、未使用となっている期間を特定して抽出し、強制的に口座の停止・廃止処理が個別または一括でできること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「住上の異動等で死亡者に口座が登録されているものを、期間や連続不能回数・税目等で抽出できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。		
	2			特定の期間を経過した、使用されていない口座等について対象を抽出し、自動で口座の停止・廃止処理ができること。 課税担当において、宛名付替(再転入などで同一人と判定されたものに限る)したものに、口座情報を自動で引き継ぐことができること。	特定の期間を経過した、使用されていない口座等について対象を抽出し、自動で口座の停止・廃止処理ができること。 課税担当において、宛名付替(再転入などで同一人と判定されたものに限る)したものに、口座情報を自動で引き継ぐことができること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		口座振替不能を減らすため、使用されていない口座対象者を確認するともに、停止・廃止処理ができることとしている。 地方団体の規模等により、一定期間使用されていない口座を自動で停止・廃止処理することも考えられるため実装してもしなくても良い機能としている。		要検討		①【確認】 「特定の期間を経過した、使用されていない口座等について対象を抽出し、自動で口座の停止・廃止処理ができること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいます。本機能に際しては、本機能を削除してもよろしいでしょうか。		
2.2.14.		金融機関連携への対応		金融機関や支店の統廃合に合わせ、口座情報を一括及び個別に更新できること。統廃合前後の口座情報のリストを出力できること。			実装すべき	実装すべき								
2.3	2.3 経自動車税(種別別)一括納税															
		対象者情報管理		経自動車税(種別別)一括納税の対象者情報を管理(設定・保持・修正)できること。	経自動車税(種別別)一括納税の対象者情報を管理(設定・保持・修正)できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		一部の地方団体において、複数車両の納付書を各車種した一括納付書の運用を行っているため、当該納付書の利用可否の対応に関する機能実装してもしなくても良い機能とした。 本機能については、一括納税に必要とする運用を想定している。						
2.3.1.				<一括納税対象者情報> 納税義務者の氏名基本情報 対象車両台数 車両情報 事実結果 予納区分 メモ	<一括納税対象者情報> 納税義務者の氏名基本情報 対象車両台数 車両情報 事実結果 予納区分 メモ											
2.3.2.		利用可否判定		条件を指定して一括納税利用可否の判定ができること。 <判定条件> 対象車両台数	条件を指定して一括納税利用可否の判定ができること。 <判定条件> 対象車両台数		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		一部の地方団体において、複数車両の納付書を各車種した一括納付書の運用を行っているため、当該納付書の利用可否の対応に関する機能実装してもしなくても良い機能とした。 なお、一括納税の判定機能については、地方団体によっては窓口対応で完了する必要があるケースも想定されるが、運用されているケースも確認されたため要件化を行った。						
3.	3 還付															
	3.1 還納納対象者抽出															
3.1.1.		還納納抽出		税目・期間・還納納発生事由を指定して、還納納データ(納付額が額定以上となる状態及び納付額に対して納付がなされた状態)を抽出できること。 還納納発生事由の絞り込みも抽出できること。 還納納情報を一意に特定する番号(還納納番号)を管理できること。また、その番号で還納納情報の抽出ができること。その番号は、年度ごとの管理が可能であること。 還納納が発生した事由、還納納発生日を管理できること。 還納納抽出結果について、年金特権者への還納納額は個別に抽出できること。還納納の有無、還付先口座の有無が把握できること。 修正処理や再送処理により、還納納となったデータの整理も出力できること。 既年度、相当年度、還納納番号、宛名番号、通知番号を元に還納納一覧を抽出することができること。 還付・充当予定日を未来日にした場合など、還付・充当が完了していない場合でも、還付・充当入力を行った時点で還納納一覧の抽出から除外されること。	還納納抽出結果について、年金特権者への還納納額は個別に抽出できること。還納納の有無、還付先口座の有無が把握できること。 修正処理や再送処理により、還納納となったデータの整理も出力できること。 既年度、相当年度、還納納番号、宛名番号、通知番号を元に還納納一覧を抽出することができること。 還付・充当予定日を未来日にした場合など、還付・充当が完了していない場合でも、還付・充当入力を行った時点で還納納一覧の抽出から除外されること。		実装すべき	実装すべき		還付対象者一覧の抽出について、還納納と納付額が異なるなどの運用があることから、還納納発生事由について条件として定義している。 還付充当処理を行うため、本税、延滞金、督促手数料の還納納データを抽出し、詳細の把握ができることを実現すべき機能としている。				【事務局】 「還納納情報を一意に特定する番号(還納納番号)を管理できること。また、その番号で還納納情報の抽出ができること。その番号は、年度ごとの管理が可能であること。」という機能について、改修が必要なベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 ①【確認】 「還納納発生日の管理」について現状対応していないベンダーがいます。本機能版(仮称)に際しては本機能を「実装しなくても良い機能」に緩和することは可能でしょうか。 【事務局】 「還納納が発生した事由を管理できること。」という機能について、「還付充当新規対象者時に還納納発生事由(還納納納定額)を指定する機能を追加する。」といった改修が必要なベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 ②【確認】 「還付・充当予定日を未来日にした場合など、還付・充当が完了していない場合でも、還付・充当入力を行った時点で還納納一覧の抽出から除外されること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいます。本機能について、限定機能版(仮称)に際しては「実装しなくても良い機能」に緩和することは可能でしょうか。 ③【提案】 「還納納発生事由を指定して、還納納データを抽出できること。」という機能について、還納納発生事由の区分は還納納、還納納、更正の3つとしてよろしいでしょうか。 ④【確認】 「還納納発生事由の登録方法」について、現状の運用方法は手動設定と自動判定のどちらでしょうか。		
3.1.2.				還納納状態を一括または個別で保留にできること。保留状態の場合、還付充当処理が行えないこと。保留状態の対象者を抽出できること。	還納納状態を一括または個別で保留にできること。保留状態の場合、還付充当処理が行えないこと。保留状態の対象者を抽出できること。		実装すべき	実装すべき		額定還納納に納付があった場合など、還付充当がされないよう保留状態にし、額定還納納、保留状態から消込も運用を想定している。				【事務局】 本機能の機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。		
3.2	3.2 充当処理															
3.2.1.	1	充当処理		抽出した還納納一覧を元に、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目期別(他税目含む)へ充当入力できること。 還納納一覧に限らず、直接充当元、充当先の税目・期別を検索し、指定して充当入力ができること。 還納納になっていない税目・期別からも強制的に充当できること。 充当額は還納納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。充当額設定後、残額は自動的に還付できること。 充当入力を行った日付、充当を決定した日(決課日)、充当日(予定日)、通知日、充当理由、メモを入力できること。 充当日は収納滞りに反映できること。	充当後、充当先の期別に未納がある場合、未納額分の納付書出力できること。 充当処理の決課日・通知日の初納額は自動設定され、手動でも変更できること。		実装すべき	実装すべき		還納納の一覧を元に、充当入力を個別に行う運用を想定している。その際、充当額は還納納額から自動で設定され、手動による変更もできることとしている。 充当入力の詳細を管理し、処理日を納付日として自動で反映されることとしている。 充当処理の残金を投入納付してもらうため、未納額分の納付書出力できることを実現してもしなくても良い機能としている。						
	2			充当後、充当先の期別に未納がある場合、未納額分の納付書出力できること。 充当処理の決課日・通知日の初納額は自動設定され、手動でも変更できること。	充当後、充当先の期別に未納がある場合、未納額分の納付書出力できること。 充当処理の決課日・通知日の初納額は自動設定され、手動でも変更できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		還納納の一覧を元に、充当入力を個別に行う運用を想定している。その際、充当額は還納納額から自動で設定され、手動による変更もできることとしている。 充当入力の詳細を管理し、処理日を納付日として自動で反映されることとしている。 充当処理の残金を投入納付してもらうため、未納額分の納付書出力できることを実現してもしなくても良い機能としている。						
3.2.2.				充当の決課日に即時で充当できること。 また、未来日の充当登録が可能のこと。ただし、通知書送付までの期間中は充当情報の修正・削除が可能なこと。 個人住民税の給付特例の不一致リストを抽出し、補正処理ができること。 個人住民税の課税区分・課税課税額を一括充当できること。 充当処理結果の照会ができること。 充当の履歴管理ができること。	充当の決課日に即時で充当できること。 また、未来日の充当登録が可能のこと。ただし、通知書送付までの期間中は充当情報の修正・削除が可能なこと。 個人住民税の給付特例の不一致リストを抽出し、補正処理ができること。 個人住民税の課税区分・課税課税額を一括充当できること。 充当処理結果の照会ができること。 充当の履歴管理ができること。		実装すべき	実装すべき		充当入力をもとに、決課処理を行う運用を想定している。 課税処理に加え、未来日での決課処理(予定日納付)の運用も想定している。 個人住民税給付特例の不一致リストを抽出し、補正処理を行う運用も想定している。 個人住民税の課税区分・課税課税額を一括充当できること。元月から先月へ入金を移動させる処理を想定している。			要確認			

項目	仕様	機能名称	標準仕様書	機能要件	実装してもなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版(仮称)	備考	再検討の目安			対応方針・相談事項	その他見直しへの対応方針	
										必須機能の見直し	2025の実現可能性確認	オプションの見直し			
										通常版	限定機能版(仮称)				
3.2.3.		自動充当	通知が発生している納税義務者に対し、納期未納時に未納があれば、自動充当できること。自動充当にあつては、納期限額・本税優先に充当されること。自動充当の除外条件が設定できること。任意の除外条件を設定できること。除外条件: 死亡者・還付加算金有・他税目未納有・分割納付計画有・滞納処分予定・執行停止中	通知が発生している納税義務者に対し、納期未納時に未納があれば、自動充当できること。自動充当にあつては、納期限額・本税優先に充当されること。自動充当の除外条件が設定できること。任意の除外条件を設定できること。除外条件: 死亡者・還付加算金有・他税目未納有・分割納付計画有・滞納処分予定・執行停止中											
3.2.4.		充当取消	充当処理の取消ができること。ただし、出納閉鎖後は充当処理の取消が行えないように制御すること。				実装すべき	実装すべき							
3.2.5.		充当適状日	充当適状日は法令通り自動設定されること。また、手動で変更できること。				実装すべき	実装すべき							
3.2.6.		還付加算金	充当をした対象の税目、期別へ法令通り還付加算金の反映ができること。反映した還付加算金については金額の変更ができること。				実装すべき	実装すべき							
3.2.7.		通知書	充当を行った税目、期別の対象者について還付充当通知書が一括または個別で出力できること。還付充当決定書も出力できること。給与特別徴収の個人充当については、個人用の充当通知書も出力できること。通知内容の文言、還付充当情報については、自由に登録・編集できること。対象者の一覧を出力できること。納付済額、課定額、充当額の計算に誤りがある場合、エラーまたはアラートが表示されること。				実装すべき	実装すべき							
3.2.8.	1	充当先の選択	他税目・他期名への充当ができること。届済金へ充当ができること。複数期別への充当が自動で変更されること。滞納処分費へ充当する場合、充当の事実を管理できること。滞納通知書発送前の充当はできないこと。	充当先の候補となる同一期名・税号の税目・期別が自動表示されること。滞戻手数料へ充当ができること。滞相続人について発生した滞納納金を相続人に対して充当の処理を行う際に、相続人に未納徴収金がある場合には、相続人の未納徴収金への充当処理ができること。			実装すべき	実装すべき							【事務局】「納税通知書発送前の充当はできないこと。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、法令機能がないため、対応不要とする。 【事務局】「滞納処分費へ充当する場合、充当の事実を管理できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までに実装可能なベンダーが多いことから対応不要とする。
	2	充当先の選択	充当先の候補となる同一期名・税号の税目・期別が自動表示されること。滞戻手数料へ充当ができること。滞相続人について発生した滞納納金を相続人に対して充当の処理を行う際に、相続人に未納徴収金がある場合には、相続人の未納徴収金への充当処理ができること。				実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							
3.2.9.		納期未納対象への充当	納期未納対象への充当処理ができること。充当の際、アラートが表示されること。				実装すべき	実装すべき							
3.2.10.		還付加算金の充当	還付加算金が発生した場合、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目の期別へ充当入力ができること。				実装すべき	実装すべき							
3.3.	還付処理														
3.3.1.		還付処理	抽出した滞納納税一覧をもとに、還付入力ができること。滞納納税一覧に拠らず、滞納税目・期別を指定して還付入力ができること。滞納納税にならない税目・期別からも強制的に還付できること。還付額は滞納納税から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。還付入力を行った日付、還付を決定した日(決議日)、還付金の請求日、還付日(予定日)、通知日、還付理由、メモを入力できること。個人住民税の株式会社配当額・株式譲渡課税不足額を一括還付できること。個人住民税の当初課税決定時における年金特徴還付分を一括還付できること。還付処理は、税目、還付入力を行った日付、還付理由、課定年度、還付日(予定日)通知日・還付口座の有無等の条件を指定して一括または個別でできること。				実装すべき	実装すべき							【事務局】「還付処理は、税目、還付入力を行った日付、還付理由、課定年度、還付日(予定日)通知日・還付口座の有無等の条件を指定して一括または個別でできること。」という機能について、条件指定のためのパラメーターが現状不足しているベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 【事務局】「個人住民税の株式会社配当額・株式譲渡課税不足額を一括還付できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 【事務局】「還付入力を行った日付、還付を決定した日(決議日)、還付金の請求日、還付日(予定日)、通知日、還付理由、メモを入力できること。」という機能について、「還付請求日」「メモ」の入力に現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 【事務局】「個人住民税の当初課税決定時における年金特徴還付分を一括還付できること。」という機能について、一括還付という言葉にベンダーと認識齟齬があったので、要件の考え方・理由に「一括還付」とは、複数期別における一括還付ではなく、複数納税義務者に対する一括還付である。」と追記する。
3.3.2.			還付の支払日に即時で還付できること。また、未来日の還付登録が可能。ただし、通知書発送までの期間は還付情報の修正・削除が可能。還付登録結果の照会ができること。還付の履歴管理ができること。還付日、金額、税目は納付履歴に反映されること。				実装すべき	実装すべき							
3.3.3.		還付取消	還付処理の修正・取消ができること。出納閉鎖後の還付の場合は還付処理の修正・取消が行えないように制御すること。口座還付で振込エラーとなった場合も、還付処理の取消ができること。				実装すべき	実装すべき							
3.3.4.		歳入還付・歳出還付の判定	還付額の、会計上の支出財源(歳出還付税年・歳出還付滞納繰越・歳出還付)を、還付支出日(予定日)・課税年度・滞納金発生年度・期別・収入年月日から自動で判断できること。会計年度末までに納入された滞納繰越分に係る税の滞納納金があり、出納処理期間中に発見された場合は、旧年度の歳入から戻し還付すること。				実装すべき	実装すべき							
3.3.5.	1	法人住民税の還付	確定申告等による減額、重複納付等による滞納納税について、還付できること。還付発生事由・申告区分・申告日・更正請求日等の組み合わせから、正しい還付加算金総算日の判定ができること。同一申告内で還付発生事由が複数ある場合は、それぞれ正しい計算ができることを通知する。	法人住民税の中間納付額の還付や滞納納金を一括還付できること。一括還付の除外条件が設定できること。			実装すべき	実装すべき							【事務局】「還付発生事由・申告区分・申告日・更正請求日等の組み合わせから、正しい還付加算金総算日の判定ができること。」という機能について、「申告日・更正請求日等の一部のデータ連携及び計算処理について改善をする必要がある」というベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 【事務局】「同一申告内で還付発生事由が複数ある場合は、それぞれ正しい計算ができることを通知する。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。
	2						実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い							【事務局】(GitHub_No328)ベンダーより以下意見を受領しているため、除外条件を追加する。「一括還付の除外条件が設定できること。」とありますが、具体的な除外条件を明示してください。(除外条件) 死亡者・還付加算金有・他税目未納有・分割納付計画有・滞納処分予定・執行停止中
3.3.6.		還付加算金	還付対象の税目、期別へ法令通り(還付加算金特例基準割合含む)加算金の計算ができること。終算日は任意に設定できること。除算期間の開始日と終了日を指定できること。還付通知書の作成前において、計算された加算金の変更ができること。自置機での還付を考慮し、現実には支払いができる状態になる予定日を還付加算金の計算時期に設定し計算し、還付充当通知書の発行ができること。申告税特有の同一事業年度における充当・還付などについて、税法に則った還付加算金の計算が可能であること。				実装すべき	実装すべき							【事務局】(GitHub_No173)ベンダーより以下意見を受領しており、計算ロジックを詳細化するよう検討する。「税額計算や繰越計算について税務連携の機能要件として検討中」となっていますが、確定課税申告や還付加算金・滞納金等の種類としては別列のものがあり、システムで実装する範囲の特定が必要と考えます。
3.3.7.			還付加算金の計算経過を確認できること。加算金計算書として出力できること。				実装すべき	実装すべき							
3.3.8.	1	口座還付	還付先の口座を税目別に登録できること。過去に還付・振替を行った履歴情報から口座を選択できること。複数税目の口座還付の際、一括登録できること。紐づく口座が不明または確認が必要な場合は、還付請求書も出力できること。また、再出力できること。口座還付ができない場合、窓口還付した事実を管理できること。	口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されること。法人住民税において、eJAXの申告情報を取込み、還付口座として登録できること。還付請求書のCSVデータ等から還付口座情報を一括して登録できること。該当する口座が不明のときは、所在地に対応するために、金融機関一時的な振込金引き落としできる書類及び本人以外が金融機関へ行く場合の委任状が出力できること。窓口において現金還付する場合、納税義務者が押印(サイン)する領収書も出力できること。			実装すべき	実装すべき							【事務局】「現金還付の処理は、システム上の特別な処理は必要ないが、現金還付した事実のみ、履歴管理できればよいこと」としている。 「口座振替の登録がある場合に、その口座を登録するか、還付請求書により納税義務者に確認するかは地方団体によって運用が異なるため、履歴からの選択機能は実装すべき機能とし、自動登録は実装してもしなくても良い機能としている。」 「還付請求書のCSVデータ等から還付口座情報を一括して登録できること。」 「該当する口座が不明のときは、所在地に対応するために、金融機関一時的な振込金引き落としできる書類及び本人以外が金融機関へ行く場合の委任状が出力できること。」 「窓口において現金還付する場合、納税義務者が押印(サイン)する領収書も出力できること。」

項目	仕様	機能名称	標準仕様書	機能要件	実装してもなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版(有料)	備考	要件の考え方・理由	真検討の目安			対応方針・相関事項	その他意見等への対応方針			
											必須機能の真直し	2025の実現可能性確認	オプションの真直し					
												通常版	限定機能版(有料)	オプションの真直し				
	2			口座振替の登録があれば、自動でその口座に登録されること。 法人住民税において、eTAXの申告情報を取込み、送付口座として登録できること。 送付請求書のCSVデータ等から送付口座情報を一括して登録できること。 該当する口座が不明のときは、隔地払いに対応するために、金融機関へ特参すれば現金と引き換えできる書類及び本人以外が金融機関へ行く場合の委任状が出力できること。 窓口において現金送付する場合、納税義務者が押印(サイン)する領収書を出力できること。							送付先の口座登録については、納税目及び複数納税目への一括登録のいずれでも可能である。 口座振替の登録がある場合に、その口座を登録するか、送付請求書により納税義務者に承認するかは地方団体によって運用が異なるため、履歴からの選択が実施すべき機能とし、口座登録は実装しなくても良い機能としている。 窓口送付の場合もその機能が管理できるとしている。 外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、実装しなくても良い機能とした。 隔地払いの窓口送付の対応は地方団体により異なるため、実装しなくても良い機能とした。				①【確認】 「該当する口座が不明のときは、隔地払いに対応するために、金融機関へ特参すれば現金と引き換えできる書類を出力できること。」という機能について、上記書類はシステムから出力する必要がありませうか。 【事務局】 「法人住民税において、eTAXの申告情報を取込み、送付口座として登録できること。」という機能について、「課税システムより、eTAXの申告情報を取り込み、登録した送付口座の情報を参照する。」に修正する。			
	3.3.9.			税目を選択し、送付の口座振込依頼データを全額協フォーマットで作成できること。 集計表、内訳表を出力できること。 任意の時点(送付入力日、支払い予定日等)で支払い済にできること。							支払い済みになるタイミングは、送付入力日や支払い予定日など、地方団体によって考え方が異なることから、任意のタイミングで支払い済みに行けることとする。							
	3.3.10.	送付時効管理		送付の時効管理(起算日の設定)ができること。(時効完了した場合は、時効であることを表示する。)時効完了日を自動計算できること。 送付充当通知を発送したものに對して時効の更新を行えること。また、期限があったものに対しては、時効の更新を解除すること。							送付充当通知の発送日、再発送日を基に自動で時効完了日が計算され、設定されることとしている。 時効の更新については、送付充当通知の出力、再出力、または届出通知のいずれを起算日とするかは地方団体によって設定できることを想定している。						【事務局】 「送付の時効管理(起算日の設定)ができること。(時効完了した場合は、時効であることを表示する。)」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 【事務局】 「時効完了日を自動計算できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。	
	3.3.11.			期間を指定し、送付時効日を迎えるデータを抽出できること。 時効完了時点における送付未済の一覧を抽出できること。												【事務局】 「期間を指定し、送付時効日を迎えるデータを抽出できること。」という機能について、「期間を指定するためのパラメータが不足している」というベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。 【事務局】 「時効完了時点における送付未済の一覧を抽出できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため対応不要とする。		
	3.3.12.	1	送付先、送付通知先管理	送付登録時に、送付先として納税義務者本人、法人、または他の税名を選択できること。	一つの送納納額から複数の納税等に対し、法定相続分に応じて送納納額を切り分けて送付できること。 送付先を複数人設定した場合にそれぞれ独立して処理をかけること。					本人死亡後に送付する場合など、遺族に法定相続分の送付をすることが求められることが想定されるため、一つの送付に対して複数の送付先を登録できることを実装しなくても良い機能としている。								
		2		一つの送納納額から複数の納税等に対し、法定相続分に応じて送納納額を切り分けて送付できること。 送付先を複数人設定した場合にそれぞれ独立して処理をかけること。						本人死亡後に送付する場合など、遺族に法定相続分の送付をすることが求められることが想定されるため、一つの送付に対して複数の送付先を登録できることを実装しなくても良い機能としている。								
	3.3.13.	1		個人住民税(給与特別徴収)の送納金について、特別徴収義務者の送付登録時に、送付先として納税義務者個人を選択できること。 送付充当通知先は特別徴収義務者及び納税義務者を設定できること。							送付先として納税義務者個人を選択した際は、当該個人の特定情報の異動履歴を参照することによって送付額が自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。 納税義務者個人を選択した場合は、当該個人の特定情報の異動履歴を参照することによって送付額が自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。							給与特別徴収については、特別徴収義務者または納税義務者個人を選択し、登録に応じて送付充当通知を送付できることとしている。 納税義務者個人を選択した場合の送付額の設定は、3.3.1.で「設定された金額の変更もできること」で対応可能と想定しているため、自動設定は実装しなくても良い機能としている。
		2		送付先として納税義務者個人を選択した際は、当該個人の特定情報の異動履歴を参照することによって送付額が自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。						給与特別徴収については、特別徴収義務者または納税義務者個人を選択し、登録に応じて送付充当通知を送付できることとしている。 納税義務者個人を選択した場合の送付額の設定は、3.3.1.で「設定された金額の変更もできること」で対応可能と想定しているため、自動設定は実装しなくても良い機能としている。								
	3.3.14.			個人住民税(年金特別徴収)の送納金について、送納先として年金保険者を選択できること。 死亡後の年金から徴収された年金特別徴収の該当者を抽出し、年金保険者への送納が判明するまで一括で保留にできること。保留の対象者を抽出できること。 年金保険者への送納になった対象者について、一括又は個別で送付処理ができること。 送納金の一部を年金保険者に送納し、残額を相続人等に送付することができること。													①【確認】 「死亡後の年金から徴収された年金特別徴収の該当者を抽出し、年金保険者への送納が判明するまで一括で保留にできること。保留の対象者を抽出できること。」 「年金保険者への送納になった対象者について、一括又は個別で送付処理ができること。」 ②【確認】 「送納金の一部を年金保険者に送納し、残額を相続人等に送付することができること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいます。本機能について、「実装しなくても良い機能」に緩和することは可能でしょうか。	
	3.3.15.	1	送付未済処理	送付未済出力後、送付処理が承認されたものを期間を指定して抽出できること。 送付未済対象者に対して、送付充当通知書を一括または個別に再発行できること。 時効が来たものに対して送付欠損処理が行えること。							送付未済対象者に対して、未払いのお知らせ(勧奨通知)を一括または個別で出力できること。 未払いのお知らせを出力した際には、出力日を管理(参照)し、時効が更新されること。							
		2		送付未済対象者に対して、未払いのお知らせ(勧奨通知)を一括または個別で出力できること。 未払いのお知らせを出力した際には、出力日を管理(参照)し、時効が更新されること。							勧奨通知の送付は地方団体により運用が異なるため、実装しなくても良い機能としている。							
	3.3.16.			送付未済であるものを、税目・支出の区分・時効・課税年度・送納納金年度に分けて集計できること。												【事務局】 本項書の機能について、現状対応していないベンダーがいるが、多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。		
	3.3.17.		送付充当通知発行/再発行	送付を行う税目、類別の対象者について送付充当通知が出力できること。 送付充当通知書を送出できること。 給与特別徴収の個人送付については、個人用の送付充当通知書を送出できること。宛名・金額を修正できること。 対象者本人が死亡しているときには、相続人向けの送付充当通知書が発行できること。 通知日を実装して再発行できること。														
4. 滞納整理																		
4.1. 延滞金処理																		
	4.1.1.	延滞金管理		延滞金の情報及び計算結果、計算内容(計算式)を管理(設定・保持・修正)できること。							各税目からの特定情報及び納付情報に基づいた延滞金の計算結果及び計算式を管理できることとしている。 延滞金計算の一部の機能を課税システムにて実装することは問題ない。							
	4.1.2.	延滞金計算		法令に基づいた方法で、自動および手動で延滞金計算ができること。 延滞金は起算日から自動的に算出されること。起算日を任意に設定する際には、アラートが表示されること。 除算開始の日と終了日を設定できること。 延滞金について収入年月日ではなく、徴収年月日で計算できること。 ただし、差押、交付要求等による納付が発生した場合は、起算日を任意に設定でき、徴収年月日ではなく起算日で延滞金を計算すること。 滞り発生した場合、延滞金の再計算ができること。再計算の結果、延滞金の納付済額が固定額より大きくなった場合は過納納とできること。 一部納付等、納付に遅延が発生した場合、延滞金の再計算ができること。 延滞金の計算が行えると、課税結果が記載された計算書を送出できること。							延滞金の計算は法令に基づき自動で計算されるものとしている。ただし、徴収(繰上)等により自動計算不可能な場合も想定し、自動手動でも計算できることとした。 収入年月日(地方団体の公金目)と徴収年月日(納税義務者が納付した日)には差があることが想定されるため、徴収年月日に基づき起算日が自動で設定され、算出されるものとした。ただし、差押、交付要求等により納付が発生した場合は、起算日を任意に設定することも必要と考えられるため、徴収年月日によらない計算もできることとした。 課税システムでの課税実態や一部納付等により、延滞金の再計算が必要な場合が考えられるため、再計算もできることとした。 実装であっても現在日や未済日で納付があった場合の延滞金計算内容と結果を確保できるように、実装が行えることとしている。 延滞金過納機能については、滞納管理システムにて完備しており、また計算は滞納管理システム、滞り発生時の延滞金滞納管理システムで行うものとする。					【事務局】 「差押、交付要求等による納付が発生した場合は、起算日を任意に設定でき、徴収年月日ではなく起算日で延滞金を計算すること。」という機能について、滞納管理システムとの連携や、滞納管理システムに対する改修が必要であるというベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 ①【確認】 「起算日を任意に設定する際には、アラートが表示されること。」という機能について、「誤入力を誘発する恐れがあること」「延滞金を任意で設定できる機能で充足している」という理由から、不要のものではないかという意見を受領しております。本機能について、「実装しなくても良い機能」に緩和することは可能でしょうか。		
	4.1.3.	1	申告税	申告税(法人住民税)の延滞金計算について、法令に則った正しい計算を行うことができること。 以下の条件を考慮した延滞金計算ができること。 ・申告区分 ・申告(更正)日 ・期間内申告が否か ・延滞金課税人が否か ・国税申告(更正)に基づくものか否か ・国税申告(更正)日 ・固定申告から滞り経過しているか否か ・重加算税の有無	滞り発生後の滞りに関する延滞金計算(平成28年度税制改正対応)ができること。 延滞金計算の起算日をデータ保持しておくこと。											【事務局】 本項書における延滞金の計算について、一部対応していない機能があるベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。		
		2		滞り発生後の滞りに関する延滞金計算(平成28年度税制改正対応)ができること。 延滞金計算の起算日をデータ保持しておくこと。						実装しなくても良い機能としている。								
	4.1.4.	1	確定延滞金	本税完納時に確定延滞金を算出し、請求対象者を抽出できること。 確定延滞金算出後であっても、固定滞り発生した場合、確定延滞金の再計算ができること。 再計算される確定延滞金額が修正された確定延滞金額と異なる場合、その対象者を把握できること。 本税が完納した場合、延滞金のみ徴収ができること。							システム上で計算した確定延滞金のCSV等のデータを取り込むことで、確定延滞金を一括で追加、修正を行うことができること。 外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、実装しなくても良い機能とした。							

項目	仕様	機能名称	標準仕様書	機能要件	実装してもなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版(仮称)	備考	要件の考え方・理由	真似計の目安			対応方針・相関事項	その他意見等への対応方針
											必須機能の真似し	2025の実現可能性確認	オプションの真似し		
											通常版	限定機能版(仮称)			
	2			システム外で計算した確定延滞金のCSV等のデータを取り込むことで、確定延滞金を一括で追加、修正を行うことができること。				実装してもなくても良い		分納予約等で手計算している場合が想定されるため、強制入力している場合は、システムの自動再計算で書ききれないために、対象者を把握できることとしていた。 外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、実装してもなくても良い機能とした。					
4.1.5.		処分との連動	差押・徴収(換価)猶予・執行停止に連動して延滞金を計算できること。				実装すべき	実装すべき		滞納管理システムから処分情報を連携し、延滞金計算に反映できることとしている。					
4.1.6.		延滞金計算率更新	毎年及び期間設定で延滞金計算率を設定できること。				実装すべき	実装すべき							
4.1.7.		強制入力	延滞金計算結果について、強制入力ができること。 強制入力したもののについては、延滞金の自動計算及び延滞金減免入力ができないこと。または、再計算時にリストやEUIで確認できること。				実装すべき	実装すべき							
4.2. 督促処理															
4.2.1.	1	対象抽出処理	納期日から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納がある収納情報のうち、督促状が発行されているものを抽出(一覧及びCSV)できること。 抽出条件、抽出除外条件が任意に設定できること。申告税・戻課税・特別徴収分でそれぞれ抽出条件を設定できること。 <想定される抽出条件> ・指定未納期 ・指定年月日 ・死亡者 <想定される抽出除外条件> ・執行停止 ・滞納データ取込済 ・繰上徴収 ・徴収(換価) 猶予 ・督促停止 ・納税通知書送済 ・督促状送済 本税未納及び延滞金未納について、滞報(仮消込) 額を含めた状態で計算されていること。	任意で作成した対象者の一覧を取込み対象者として抽出できること。 滞報・滞納納税義務・第二次納税義務についても抽出対象とすること。			実装すべき	実装すべき	抽出条件を設定し、督促状発行の対象者を抽出することは業務上必須のため、実装すべき機能としている。 外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、実装してもなくても良い機能とした。	【事務局】 督促状作成処理の抽出条件について、一部要件が不足しているベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 督促状作成処理の抽出除外条件について、一部要件が不足しているベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 また、抽出除外条件については、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 延滞金の未納の場合の抽出に現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	【事務局】(G1Hub_No85) 機能要件内の「未納及び延滞金未納がある」という部分について、読み取り方針ベンダーと確認が発生していたため、以下に修正する。 「未納及び延滞金未納がある」 →「徴収及び未納延滞金未納、確定延滞金のみの滞納がある」				
	2						実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		抽出条件を設定し、督促状発行の対象者を抽出することは業務上必須のため、実装すべき機能としている。 外部データの取り込みによる一括処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、実装してもなくても良い機能とした。	①a【確認】 「任意で作成した対象者の一覧を取込み対象者として抽出できること。」という機能について、現状対応しておらず、今後も対応予定のないベンダーが多くなります。本機能について、要件から削除することは可能でしょうか。 ①b【確認】 「任意で作成した対象者の一覧を取込み対象者として抽出できること。」という機能について、現状対応しておらず、今後も対応予定のないベンダーが多くなります。本機能について、限定機能版(仮称)に限っては、要件から削除することは可能でしょうか。 ②【確認】 「滞報・滞納納税義務・第二次納税義務についても抽出対象とすること。」という機能について、現状対応していないベンダーが多くなります。本機能について、限定機能版(仮称)に限っては、要件から削除することは可能でしょうか。				
4.2.2.	1	督促停止	指定された期別または納税義務者について督促発行停止ができること。 条件指定により、督促停止処理を一括で行うことができること。 <想定される条件> ・滞報(換価) 猶予等による地域指定 ・徴収(換価) 猶予 ・繰上徴収 ・滞納納税済 督促停止した期別または義務者について、督促停止の解除ができること。	停止条件を指定して、督促停止一括解除ができること。			実装すべき	実装すべき	想定される条件から条件指定をし、一括で処理できることとしている。						
	2						実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		想定される条件から条件指定をし、一括で処理できることとしている。					
4.2.3.	1	督促状作成	抽出した対象者をもとに、督促状を一括または個別で出力ができること。金額を手動で修正できること。 納付書用の督促状と、納付書なし督促状を、税目ごとに選択できること。 死亡者においては、課税情報で登録された納税決定者に対して督促状を出力できること。 固定資産税未納については納税義務者だけでなく共有者にも督促状を出力できると、共有者への督促状出力可否を選択できること。 軽自動車税(種別別)の未納については車両番号も記載されること。 法人住民税の未納については事業期間、事業年度、申告区分、課税年度が記載されること。 督促状の個別発行・再発行もできること。 督促状の不作成リストを作成できること。 督促状を発送したものに對して時効の更新を行えること。また、督促遅延があったものに対しては、時効の更新を解除すること。	口座振替対象者については振替不能事由が記載されること。 返戻に対応するため、宛名番号などのキー情報をパコード化して出力できること。			実装すべき	実装すべき	口座振替不能通知を発行していない地方団体もあるため、振替不能事由を督促状に出力することを実装してもなくても良い機能と定義している。 パコード化による処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、実装してもなくても良い機能とした。	【事務局】 抽出した対象者をもとに、督促状を一括または個別で出力ができること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 「督促状の不作成リストを作成できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】(G1Hub_No82) 「死亡者においては、課税情報で登録された納税決定者に対して督促状を出力できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。 【事務局】 督促遅延があったものに対しては、時効の更新を解除すること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領しているため、対応不要とする。	【事務局】(G1Hub_No82) ペンドラーより「事業期間」という言葉の定義が不明といった意見を受理しており、「事業年度」と同意であるため、削除する。 (※1.1.も削除。他にも同様事項があれば削除。)				
	2						実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		口座振替不能通知を発行していない地方団体もあるため、振替不能事由を督促状に出力することを実装してもなくても良い機能と定義している。 パコード化による処理は、地方団体の規模等により必要なことも想定されるため、実装してもなくても良い機能とした。 時効の更新について、督促状の出力、再出力、または動戻通知のいずれかを起算日にするかは地方団体によって選択できることを想定している。					
		引き抜き	督促状出力後、発送までの期間に引き抜き対象者に該当するものについて、引き抜きリストが出力できること。また、任意にも引き抜きできること。 <引き抜き条件> ・納付・充当されたもの ・固定資産税により完納となったもの ・コンドミナメント等の償還データが有るもの ・転居 ・死亡集約 ・徴収(換価) 猶予 ・納期繰上変更 ・繰上徴収 ・不能欠損 ・送付先変更 ・納税通知書送済 引き抜き対象者の履歴を管理できること。				実装すべき	実装すべき	督促状出力後、発送までの期間に督促状の返付が必要な対象者がなくなる場合が想定されるため、対象者を条件により抽出し、引き抜きリストを出力できることとしている。 引き抜いた対象者については、督促履歴を自動削除できることとしているが、引き抜いた履歴も管理できるとしている。						
4.2.4.															
4.2.5.		督促手数料	督促状を発送した対象者に対して、督促手数料を課税情報に登録できること。 更正課税決定時、期別の課税が0円になった場合には、督促手数料課税も0円に変更されること。 督促手数料は、修正ができること。	督促状を発送した対象者に対して、督促手数料を課税情報に登録できること。 更正課税決定時、期別の課税が0円になった場合には、督促手数料課税も0円に変更されること。 督促手数料は、修正ができること。			実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		督促手数料については、地方団体の事例によるため実装してもなくても良い機能としている。					
4.2.6.	1	督促状の発送管理・送付状況管理	固定資産税・都市計画税の共有者に対するものを除き、督促状の発送履歴を管理(設定・保持・修正)できること。 督促対象が滞報・確定延滞金か識別できること。 発送履歴は記事情報として管理できること。 税目、期間を指定して発送履歴を抽出できること。 督促状の発送履歴(再発送含む)を滞納管理システムに連携できること。	確定延滞金が発生した税目について、督促対象が滞報・確定延滞金か、履歴管理できること。			実装すべき	実装すべき		問い合わせや住民管理のため、発送履歴は実装すべき機能としている。					
	2						実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		問い合わせや住民管理のため、発送履歴は実装すべき機能としている。					

項目	仕様	機能名称	標準仕様書		実装しない機能	通常版	限定機能版(仮称)	備考	要件の考え方・理由	真検討の目安			対応方針・相関事項	その他意見等への対応方針
			機能要件	実装してもなくても良い機能						必須機能の見直し 通常版	2025の実現 性確認 限定機能版(仮 称)	オプションの具 置し		
5. 決算														
5.1. 繰越処理														
5.1.1.	1.	年度繰越処理	<p>過年度分の繰越勘定を抽出し、繰越処理ができること。過年度分の過期未納分を抽出し、繰越処理ができること。</p> <p>現年度分の繰越勘定を抽出し、繰越処理ができること。現年度分の過期未納分を抽出し、繰越処理ができること。</p> <p>過年度分の過期未納分を抽出し、繰越処理ができること。現年度過期未納分を抽出し、繰越処理ができること。</p> <p>会計年度が未来（現年度の翌年度）となっている勘定情報と納付情報について、会計年度を未来にする（繰越する）機能があること。（個人住民税特別徴収の4～5月分を想定）</p> <p>繰越額・対象者が確認可能な帳簿を出力できること。</p> <p>保存年限を超える完納分・不納欠損分等を削除できること。なお、忘記の情報は、保存年限等業務上必要な期間まで保存できること。</p> <p>繰越処理を行うまでの間、調定異動、消込処理を保留できること。</p> <p>納日（現年分の納日、滞納分の納日）を管理できること。</p> <p>納日時点の未納額を把握できること。</p> <p>納日時点の未納額で滞納繰越できること。</p> <p>不納欠損勘定を抽出して時効の事由ごとに集計できること。</p> <p>財務会計側の年度繰越処理の元データを作成できること。</p> <p>任意の日付で調定異動や消込処理ができること。</p>	個人住民税の控分率、固定資産税・都市計画税の控分した数字で繰越処理ができること。	実装すべき	実装すべき			繰越処理について現年度分と過年度分を分けて個別に処理を行うこととしている。繰越処理を行うまでの間、調定異動、消込処理を保留とし、任意の日付で調定異動や消込処理ができることとしている。現年度分、過年度分の締め日を管理し、締め日時点での未納額で繰越処理ができることとしている。財務会計システムとの連携は会計処理上必須のため、元データの作成は実装すべき機能としている。	要検討	要確認	【提案】「保存年限を超える完納分・不納欠損分等を削除する。」は、対応していないベンダもあり、不要なデータの削除は大規模団体では必須と考えられるが、限定機能版（仮称）では実装しなくても良い機能とする。 【提案】財務会計側のデータ作成について対応していないベンダがあり、仕様書本編にて「各地方団体において連携先の統一が困難があるが、API連携機能等により、連携のために必要な機能を導入することができる。」としているため、収納側の個別要件は削除する。（2.1.1.と5.1.1.）		
			個人住民税の控分率、固定資産税・都市計画税の控分した数字で繰越処理ができること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		繰越処理について現年度分と過年度分を分けて個別に処理を行うこととしている。繰越処理を行うまでの間、調定異動、消込処理を保留とし、任意の日付で調定異動や消込処理ができることとしている。現年度分、過年度分の締め日を管理し、締め日時点での未納額で繰越処理ができることとしている。財務会計システムとの連携は会計処理上必須のため、元データの作成は実装すべき機能としている。	要検討	要確認					
5.1.2.	1.	延滞金調定の繰越	<p>確定延滞金について、未納分を抽出し、繰越処理ができること。</p> <p>督促手数料について、未納分を抽出し、繰越処理ができること。</p>	督促手数料については、地方団体の条例によるため実装しなくても良い機能としている。	実装すべき	実装すべき			督促手数料については、地方団体の条例によるため実装しなくても良い機能としている。	要検討	要確認	【確認】確定延滞金について、未納分の集計は行っていないベンダが多額いるため、「確定延滞金について、未納分を抽出し、繰越処理ができること。」は必須がどうか改めて確認させていただく。		
			督促手数料について、未納分を抽出し、繰越処理ができること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		督促手数料については、地方団体の条例によるため実装しなくても良い機能としている。	要検討	要確認					
5.1.3.	1.	会計年度の切り替え	<p>システム上の会計年度を切り替えられること。</p> <p>会計年度の切り替え後は、過去の会計年度のデータが訂正できないよう制御ができること。</p>	繰越処理時に調定前の消込エラーデータが残っていた場合、消込先の勘定が自動作成され、消込処理がされること。その収入一覧がCSVやリスト、もしくはEIS等で確認できること。	実装すべき	実装すべき			調定がない場合に調定が自動で作成され消込処理できることは大規模団体に必要な機能のため、実装しなくても良い機能としている。					
			繰越処理時に調定前の消込エラーデータが残っていた場合、消込先の勘定が自動作成され、消込処理がされること。その収入一覧がCSVやリスト、もしくはEIS等で確認できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		調定がない場合に調定が自動で作成され消込処理できることは大規模団体に必要な機能のため、実装しなくても良い機能としている。							
5.2. 調定処理														
5.2.1.	1.	調定情報管理	<p>課税システムから作成された調定情報に対して、調定情報の修正ができること。調定情報の新規登録ができること。新規登録された調定情報に対して、調定情報の修正ができること。</p> <p>期間を指定し、調定情報の異動情報が抽出できること。</p>	課税システムと収納管理システムで調定額に差がある対象納税義務者を抽出できること。取り込んだ結果、過年度調定更正による滞納繰越調定額が集計できること。	実装すべき	実装すべき			調定処理は各課税システムにて実施することを想定しているが、収納管理システムで新規登録や修正が必要なケースは以下を想定している。調定情報は、各課税システムから連携され、自動で設定されることとしているが、以下のようなイレギュラー対応を想定し、収納管理システムで設定できることとしている。 ・申告がない、または見送納付の場合は課税システムで調定がない状態で収納管理システムに入力するケース等	要検討	要確認	【事務局】収納側での新規登録や修正に対応していないベンダがあるが、前において必須との議論があったため、そのままとする。		
			課税システムと収納管理システムで調定額に差がある対象納税義務者を抽出できること。取り込んだ結果、過年度調定更正による滞納繰越調定額が集計できること。	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		調定処理は各課税システムにて実施することを想定しているが、収納管理システムで新規登録や修正が必要なケースは以下を想定している。調定情報は、各課税システムから連携され、自動で設定されることとしているが、以下のようなイレギュラー対応を想定し、収納管理システムで修正できることとしている。 ・申告がない、または見送納付の場合は課税システムで調定がない状態で収納管理システムに入力するケース等	要検討	要確認					
6. 交付														
6.1. 納付書等発行（再発行）														
6.1.1.	1.	納付書即時発行	<p>納付書の出力ができること（金融機関・郵便局・コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した統一様式の納付書が出力できること）。</p> <p>指定期間を設定できること。</p> <p>選択した期別、金額、一部納付の納付書が出力できること。</p> <p>出力の際、プレビュー表示ができること。</p> <p>出力の際、納付額（本額、延滞金）、宛名を変更して出力できること。</p> <p>納付書を出す際に、業種上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。</p> <p>くまなくまたはアラート ・未納及び滞納がない納税義務者 ・口座振替登録がある納税義務者 ・滞り込み情報がある納税義務者 ・当初誤認処理後、納入通知書が発送されるまでの間の現年度分 ・分割納付書 ・納税通知書が返戻となっている納税義務者 ・税額更正後、更正通知書が発送されるまでの間の現年度分 ・不能欠損</p>	<p>出力の際、納付額（督促手数料）を変更して出力できること。</p> <p>一括停止、一括廃止した振替口座について期間を設定して抽出し、両期間中の納付書を一括作成できること。</p> <p>法人住民税について、課税システムで定義する納付書または収納管理にて定義する納付書を選択して出力できること。</p>	実装すべき	実装すべき			課税システムから連携された法定納期以降の納付に対応するため、指定期間を設定できることとしている。分割納付等への対応や課税システムでの出力後に納税管理人等が設定された場合に対応するため、納付額（本額、延滞金）、宛名を変更して出力できることとしている。滞り込みの発生等が発生させないため、納税義務者ごとの情報に応じて、アラートを表示または再発行できないこととしている。滞り込み発生時の出力は実装すべき機能と考えられるが、滞り込み発生時の出力も可能と想定されるため、情報の連携は実装しなくても良い機能としている。督促手数料については、地方団体の条例によるため実装しなくても良い機能としている。滞り口を停止・廃止した場合は、納付書の発行が必要になるが、一括処理は地方団体の課税等により必要なことも想定されるため、実装しなくても良い機能とした。納付書の再発行の回数制限されないことを想定している。納税通知書が返戻となっている納税義務者へのアラートは、返戻となった納税通知書と発行しようとする納付書の年度・期別・期別が全て同一である場合のみ発生することを想定している。法人住民税については、収納管理システムで再発行する際に、他税目と同様に収納管理システムで定義する納付書を使用する地方団体もあるため、選択できることを実装しなくても良い機能としている。	要検討	要確認	【事務局】宛名の編集機能がいないベンダがあるが、第三者納付への対応が必要と考えられるためそのままとする。【事務局】エラー・アラートについて、対応していないベンダがあるが、主なものとして参考の扱いのため対応不要とする。他税目は、別紙にて参考資料としているため、備考欄への記載に変更する。		
			<p>出力の際、プレビュー表示ができること。</p> <p>出力の際、納付額（本額、延滞金）、宛名を変更して出力できること。</p> <p>納付書を出す際に、業種上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラーまたはアラートとして通知できること。</p> <p>くまなくまたはアラート ・未納及び滞納がない納税義務者 ・口座振替登録がある納税義務者 ・滞り込み情報がある納税義務者 ・当初誤認処理後、納入通知書が発送されるまでの間の現年度分 ・分割納付書 ・納税通知書が返戻となっている納税義務者 ・税額更正後、更正通知書が発送されるまでの間の現年度分 ・不能欠損</p>	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		課税システムから連携された法定納期以降の納付に対応するため、指定期間を設定できることとしている。滞り込みの発生等が発生させないため、納税義務者ごとの情報に応じて、アラートを表示または再発行できないこととしている。滞り込み発生時の出力は実装すべき機能と考えられるが、滞り込み発生時の出力も可能と想定されるため、情報の連携は実装しなくても良い機能としている。督促手数料については、地方団体の条例によるため実装しなくても良い機能としている。滞り口を停止・廃止した場合は、納付書の発行が必要になるが、一括処理は地方団体の課税等により必要なことも想定されるため、実装しなくても良い機能とした。納付書の再発行の回数制限されないことを想定している。納税通知書が返戻となっている納税義務者へのアラートは、返戻となった納税通知書と発行しようとする納付書の年度・期別・期別が全て同一である場合のみ発生することを想定している。法人住民税については、収納管理システムで再発行する際に、他税目と同様に収納管理システムで定義する納付書を使用する地方団体もあるため、選択できることを実装しなくても良い機能としている。	要検討	要確認					
6.1.2.	2.	納付書再発行	<p>郵便局での振込の際に使用する払込取扱票の出力ができること。</p> <p>出力の際、プレビュー表示ができること。</p> <p>出力の際、納付額を定義または空欄として出力できること。</p> <p>払込取扱票にはORを出力できること。</p>	<p>出力の際、納付額（督促手数料）を変更して出力できること。</p> <p>一括停止、一括廃止した振替口座について期間を設定して抽出し、両期間中の納付書を一括作成できること。</p> <p>法人住民税について、課税システムで定義する納付書または収納管理にて定義する納付書を選択して出力できること。</p>	実装すべき	実装すべき			郵便局での振り込みに使用するため、払込取扱票の出力ができることとしている。分割納付等毎の納付額が一定でない場合に対応するため、金額欄を空欄とできることとしている。	要検討	要確認			
			<p>郵便局での振込の際に使用する払込取扱票の出力ができること。</p> <p>出力の際、プレビュー表示ができること。</p> <p>出力の際、納付額を定義または空欄として出力できること。</p> <p>払込取扱票にはORを出力できること。</p>	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		課税システムから連携された法定納期以降の納付に対応するため、指定期間を設定できることとしている。滞り込みの発生等が発生させないため、納税義務者ごとの情報に応じて、アラートを表示または再発行できないこととしている。滞り込み発生時の出力は実装すべき機能と考えられるが、滞り込み発生時の出力も可能と想定されるため、情報の連携は実装しなくても良い機能としている。督促手数料については、地方団体の条例によるため実装しなくても良い機能としている。滞り口を停止・廃止した場合は、納付書の発行が必要になるが、一括処理は地方団体の課税等により必要なことも想定されるため、実装しなくても良い機能とした。納付書の再発行の回数制限されないことを想定している。納税通知書が返戻となっている納税義務者へのアラートは、返戻となった納税通知書と発行しようとする納付書の年度・期別・期別が全て同一である場合のみ発生することを想定している。法人住民税については、収納管理システムで再発行する際に、他税目と同様に収納管理システムで定義する納付書を使用する地方団体もあるため、選択できることを実装しなくても良い機能としている。	要検討	要確認					
6.1.3.	1.	納付書仕様	<p>納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に対応していること。</p> <p>マルチペイメント標準様式は任意に設定できること。</p> <p>地方税統一QRコード規格納付書をデータとして読み取ることができること。</p> <p>地方税統一QRコードを生成し、納付書に印字できること。</p> <p>案件特定キー及び確認番号を納付書に印字できること。</p>		実装すべき	実装すべき			納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に準拠したもので統一するが、各課税システムは基本機能として、収納管理システムの標準仕様書に記載するが、各課税システムも標準仕様を参照することとする。地方税統一QRコードには将来的にIRI等のバイナリデータを格納する可能性も考慮し対応が必要がある。したがって、QRコードの生成にあたっては、格納するデータのタグごとのデータ種別が異なっても、最悪なサイズのQRコードを生成できるようにすること。地方税統一QRコードの対象税目等については、今後の検討を踏まえ、今後の改訂時に明示予定。	要検討				
			<p>納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に準拠したもので統一するが、各課税システムは基本機能として、収納管理システムの標準仕様書に記載するが、各課税システムも標準仕様を参照することとする。地方税統一QRコードには将来的にIRI等のバイナリデータを格納する可能性も考慮し対応が必要がある。したがって、QRコードの生成にあたっては、格納するデータのタグごとのデータ種別が異なっても、最悪なサイズのQRコードを生成できるようにすること。地方税統一QRコードの対象税目等については、今後の検討を踏まえ、今後の改訂時に明示予定。</p>	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に準拠したもので統一するが、各課税システムは基本機能として、収納管理システムの標準仕様書に記載するが、各課税システムも標準仕様を参照することとする。地方税統一QRコードには将来的にIRI等のバイナリデータを格納する可能性も考慮し対応が必要がある。したがって、QRコードの生成にあたっては、格納するデータのタグごとのデータ種別が異なっても、最悪なサイズのQRコードを生成できるようにすること。地方税統一QRコードの対象税目等については、今後の検討を踏まえ、今後の改訂時に明示予定。	要検討						
6.1.4.	1.	コンビニコード仕様	<p>納付書の納期とは別に、コンビニコードの使用期限を設定できること。使用期限については、システムで初期設定され、かつ、任意に変更できること。</p> <p>過年度分についても、現年度分と同様にコンビニコードが使用できること。</p>		実装すべき	実装すべき			納期が過ぎた場合でもコンビニ納付が可能とする運用も想定されるため、コンビニコードの使用期限は別途設定できることとしている。	要検討				
			<p>納付書の納期とは別に、コンビニコードの使用期限を設定できること。使用期限については、システムで初期設定され、かつ、任意に変更できること。</p> <p>過年度分についても、現年度分と同様にコンビニコードが使用できること。</p>	実装してもなくても良い	実装してもなくても良い		納期が過ぎた場合でもコンビニ納付が可能とする運用も想定されるため、コンビニコードの使用期限は別途設定できることとしている。	要検討						

項目	仕様	機能名称	機能要件	実装してもなくても良い機能	実装しない機能	通常版	限定機能版(名称)	備考	要件の考え方・理由	真偽計の目的			対応方針・相関事項	その他意見等への対応方針	
										必須機能の見直し	2025の実現性確認	オプションの見直し			
6.1.5.			コンピュータコードを出力しないよう制御条件を設定できること。また、バーコードを出力できない理由を納付書に出力できること。 <主な制御条件> ・2万円を超える場合 ・コンビニ使用期限を経過している場合（再発行時） ・コンビニ納付に対応していない税目の場合（その税目の延滞金、督促手数料を含む）			実装すべき	実装すべき								
6.1.6.	1	延滞金	本税・延滞金を納付することができる納付書出力できること。 本税に計算延滞金が発生している場合、本税の納付書発行に当たり計算延滞金の記載有無を選択できること。	督促手数料を納付することができる納付書出力できること。		実装すべき	実装すべき								
	2		督促手数料を納付することができる納付書出力できること。			実装してもなくても良い	実装してもなくても良い								
6.1.7.		個人住民税(給与特別徴収)	個人住民税(特別徴収)の納付書出力できること。納付書側で金額訂正できる納付書であること。選種分離徴収の納付書出力できること。 特別徴収の納付書は、延滞金・督促手数料を出力できること。			実装すべき	実装すべき								
6.1.8.		法人住民税	設定が連携されている法人住民税について、納付書の種別(申告区分)を選択し納付書出力できること。			実装すべき	実装すべき								
6.1.9.		軽自動車税(種別別)	軽自動車継続検査証付納付書出力できること。 検査不要車種や発行時点で過年度滞納がある場合は、備考欄に軽自動車継続検査証が無効であることを出力できること。			実装すべき	実装すべき	軽自動車継続検査証部分の出力項目は軽自動車継続検査証が使用できないことを示す必要があるため、実装すべき機能としている。							
6.1.10.		固定資産税	固定資産税の共有預名に対して納付書出力できること。 複数人の相続人に対して、納付書出力できること。			実装すべき	実装すべき							【確認】「複数人の相続人に対して、納付書出力できる」という要件に対応していないペндаが多数あり、それぞれの宛名に金額指定して発行してもらうことで運用問題を想定しているとの意見もあります。上記の運用問題を認め、実装してもなくても良い機能に緩和してもらってはいかがでしょうか。	
6.1.11.	1	合算納付書	複数期別を纏めた合算納付書出力できること。	合算できる期別の上限を設定できること。 合算納付書の場合でも徴収証書部分には各期別内容が表示されること。		実装すべき	実装すべき	督促等で複数期別を纏めて納付を促すために必要性が高いことから、実装すべき機能としている。							
	2		合算できる期別の上限を設定できること。 合算納付書の場合でも徴収証書部分には各期別内容が表示されること。			実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	督促等で複数期別を纏めて納付を促すために必要性が高いことから、実装すべき機能としている。							
6.1.12.		発行情報・送付状況管理	選択した対象者に対して発行した全期前納付書・期別納付書・分割納付書・合算納付書・督促状・口座不能通知書の出力情報が確認できること。			実装すべき	実装すべき	問い合わせや送付管理に必要なため、実装すべき機能としている。							
6.2.	証明書発行														
6.2.1.	1	各種納税証明書発行	指定した税目・課税年度の納税証明書を個別に発行できること。発行可能年数を任意に制御できること。 年度を指定して当該期間すべてに市税の未納がない証明(完納証明)を発行できること。非課税の場合でも発行できること。滞納がある場合、発行できないこと。ただし、徴収書等で納付が確認できた場合には、強制的に発行ができること。 滞納処分を受けたことがない証明書を発行できること。滞納処分を受けている場合は発行できないこと。 発行時にプレビュー表示できること。 出力の際、宛名・金額を変更して出力できること。備考欄に自由に追加できること。 出力可能な宛名は、地方団体が届出する最新の宛名であること。 共有宛名の表記は「代表者名 外●●●」と表記すること。	指定した税目以外の滞納者に対して納税証明書を発行する際、アラートが表示されること。 納税義務者の証明対象該当明細(同一年度・同一税目)が徴収(換領)終了の場合、徴収(換領)終了中と記載して発行できること。		実装すべき	実装すべき	発行可能年数は、少なくとも法定納期後の請求日の5年前の日の属する会計年度に係る徴収金まで遡れることとしている。 収納情報がシステムに登録されていない場合でも、徴収書等での確認にも対応できている。 納税証明書発行の機会を捉え納付を促すため、滞納者へのアラートが表示されることを実装してもなくても良い機能としている。							
	2		指定した税目以外の滞納者に対して納税証明書を発行する際、アラートが表示されること。 納税義務者の証明対象該当明細(同一年度・同一税目)が徴収(換領)終了の場合、徴収(換領)終了中と記載して発行できること。			実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	発行可能年数は地方団体ににより運用が異なるため、任意に制御できることとしているが、少なくとも法定納期後の請求日の5年前の日の属する会計年度に係る徴収金まで遡れることとしている。 収納情報がシステムに登録されていない場合でも、徴収書等での確認にも対応できている。 納税証明書発行の機会を捉え納付を促すため、滞納者へのアラートが表示されることを実装してもなくても良い機能としている。							
6.2.2.			証明書の発行履歴を保持できること。 履歴の検索が可能であること。 納付額等、交付内容を確認できること。			実装すべき	実装すべき								
6.2.3.			納期以前に納税証明書の発行処理を行う場合、その課税額は、納期未到来額として計算されること。(滞納扱いにならない)			実装すべき	実装すべき								
6.2.4.		納税証明書発行(個人住民税)	納税証明書は、普通・年特・給与特別徴収等、課税年度毎に内訳が表示できること。 特別徴収義務者向けの事業者の納付を反映した証明書が出力できること。 個人住民税(特別徴収)の対象となる納税義務者に対して発行する際、特徴事業所が滞納している場合はアラートが表示されること。			実装すべき	実装すべき								
6.2.5.	1	納税証明書発行(軽自動車税(種別別))	軽自動車車種があり、口産検査で引き落としできなかったものに、口産検査済み通知と一体型の継続検査用納税証明書を発行した状態での発行が可能であること。 マルチペイメントネットワーク、クレジット、スマホ払いで納付したものに、継続検査用納税証明書が一括または個別で出力できること。(金額欄からの一括伝送は除く) 条件による減免、非課税の場合、その旨を明記できること。	金額換算・コンビニにて、一括納付書による納付を行った納税義務者について、全ての対象車両の継続検査用納税証明書を一括で出力できること。		実装すべき	実装すべき	一部の地方団体に於いて、複数車両の納付書を名寄せした一括納付書の運用を行っているため、当該納付方法の対象者への納税証明書の一括発行については実装してもなくても良い機能とした。							
	2		金額換算・コンビニにて、一括納付書による納付を行った納税義務者について、全ての対象車両の継続検査用納税証明書を一括で出力できること。			実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	一部の地方団体に於いて、複数車両の納付書を名寄せした一括納付書の運用を行っているため、当該納付方法の対象者への納税証明書の一括発行については実装してもなくても良い機能とした。							
6.2.6.	1	返済済への対応	返済済の段階でも、返済済の状況(マルチペイメントネットワーク連絡分、コンビニ連絡分、窓口納付等オンライン登録分、共通納税納付情報ファイル(納付日)変更分など)で、証明書を出力できること。 出力する前にアラートが表示されること。 返済済の金融の履歴を証明書に反映する・しないについて、納付チャネルごとにパラメータ等で選択できること。	返済済の段階でも、窓口納付オンライン登録分は、一括納付書による納付を行った納税義務者について、全ての対象車両の継続検査用納税証明書を一括で出力できること。		実装すべき	実装すべき	返済済の段階でも、窓口納付オンライン登録分は、一括納付書による納付を行った納税義務者について、全ての対象車両の継続検査用納税証明書を一括で出力できること。							
	2		返済済の段階でも、窓口納付オンライン登録分は、一括納付書による納付を行った納税義務者について、全ての対象車両の継続検査用納税証明書を一括で出力できること。			実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	返済済の段階でも、窓口納付オンライン登録分は、一括納付書による納付を行った納税義務者について、全ての対象車両の継続検査用納税証明書を一括で出力できること。							
7.	統計														
7.1.	統計資料作成														
7.1.1.		各種統計資料作成	市町村税徴収実績に関する統計情報の出力ができること。 口座加入率の集計ができること。			実装すべき	実装すべき							【確認】口座加入率の集計に対応していないまたはEUCにて実現可能なペндаがあるため、EUC代替可能に緩和することは可能でしょうか。	
8.	その他														
8.1.	他業種システム連携														
8.1.1.		滞納管理システムとの連携	収納管理システムから滞納システムへ以下の情報を連携できること。 <滞納管理システムへ連携する情報> ・異動情報(異動情報・納付情報・延滞金等) ・督促配布履歴・相済履歴・滞り履歴・公定資産税共有者分含む) ・別名情報(納税管理入、口座情報、送付先情報、電話番号等) 滞納管理システムから収納管理システムへ以下の情報を連携できること。 <滞納システムから連携される情報> ・元金データ(元金額、元金元金データ(税目、期別、金額等)等) ・繰上徴収、差押等の情報 ・異動情報(処分情報、執行停止情報、換付情報・不納欠納情報等) ・滞納管理システムで変更した納期限 ・滞納管理システムで変更した延滞金 ・納付書発行情報			実装すべき	実装すべき	元金データの連携は、滞納管理システムへ連携できることは実装すべき機能とする。収納管理システムから滞納管理システムへ連携する情報は、滞納管理システムから滞納管理システムへ連携する情報と同様。							
8.1.2.	1	軽自動車税納付確認システム(軽JNKRS)との連携	軽自動車納付確認システム(軽JNKRS)に登録する軽自動車種別別の納付情報データを作成・出力できること。 作成する納付情報データは、過去3年度以内で保有する情報(同一車種(同一の車両番号・車台番号)に紐づく全ての納税義務者の情報)から未納(課税後発生)が無いものを抽出し、「一車種一データ」で移転した車両も対象に、過年度の納付履歴から総合判断して納付情報データを作成する。なお、車台番号の課税分については、納期前日までは「既に滞納がない」扱いとなる点に留意して総合判断すること。	地方税共同連携機能がオプションで提供される軽JNKRS自動連携機能と連携できること。(作成した納付情報データをLDMネットワーク内の所定のフォルダに自動で転送すること。)		実装すべき	実装すべき	データ管理の効率性の観点から、滞納管理システムに紐に登録されている情報を取り込み、収納管理システムへ登録できることは実装すべき機能とする。収納管理システムから滞納管理システムへ連携する情報は、滞納管理システムから滞納管理システムへ連携する情報と同様。							
	2		地方税共同連携機能がオプションで提供される軽JNKRS自動連携機能と連携できること。(作成した納付情報データをLDMネットワーク内の所定のフォルダに自動で転送すること。)			実装してもなくても良い	実装してもなくても良い	データ管理の効率性の観点から、滞納管理システムに紐に登録されている情報を取り込み、収納管理システムへ登録できることは実装すべき機能とする。収納管理システムから滞納管理システムへ連携する情報は、滞納管理システムから滞納管理システムへ連携する情報と同様。							
8.1.3.		eTAXとの連携(納付書情報のアップロード)	納付書ごとに案件特定年一及び確認番号等を採番し、管理できること。			実装すべき	実装すべき	本機能は、収納管理システムで実装されることを想定しているが、現状システムで実装し、収納管理システムに連携する方法でも差し支えない。							
8.1.4.			eTAXにアップロードするアップロード情報ファイル(案件アップロード又は選択アップロード)を作成できること。			実装すべき	実装すべき	eTAXで納税者が納付するために必要な納付書情報をアップロードするためのファイルを作成する。 本機能は、収納管理システムで実装されることを想定しているが、現状システムまたは滞納管理システムで実装されることも差し支えない。 対象科目等については、今後の検討を踏まえ、今後の改修時に検討予定。							

項目	仕様	機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由	真検証の目的			対応方針・相関事項	その他意見等への対応方針
			機能要件	実装してもなくても良い機能	実装しない機能			通常版	限定機能版(仮称)	必須機能の真実し 通常版		
8.1.5.			eLTAから取得されるアップロード依頼情報ファイルに基づき、納税者ID(eLTAID)を設定した未納付及び次回以降分(翌年度・翌期別)のアップロード情報ファイルを作成できること。 次回以降分の継続的なアップロード依頼の対象が、口座振替予定の場合や、後日、口座振替予定となった場合などは、アップロード不可事由フラグの設定及び継続的なアップロードの設定取消しができること。				納税者の利便性向上の観点から、未納付分や次回以降に送付する納付書情報を納税者IDに基づけるための機能を定義している。		要検討			
8.1.6.			eLTAにアップロード済みのアップロード情報ファイルの内容に変更がある場合(返還金の発生や共通納税以外のチャネルでの納付など)、変更内容を設定したアップロード情報ファイルを作成できること。				納付書発行やアップロード依頼とは別のタイミングで、地方団体が納付済みとなったり発行済み納付書に返還金が発生した場合に、eLTAの情報を最新化するためのデータを作成する。		要検討			
8.2. 納付義務者の拡張管理												
		納税管理人の設定	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管理人、相続財産管理人、清算人(代表清算人)を設定できること。 各課税システムから連携し、設定されること。	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管理人、相続財産管理人、清算人(代表清算人)を設定し、その設定期間を管理できること。			データ管理の効率性の観点から、各課税システムに既に登録されている情報を取り込み、収納管理システムへ登録できることは実装すべき機能とする。 年度ごとに管理するかは地方団体の運用によるため、実装してもなくても良い機能とした。		要確認			
8.2.1.	1		死亡者・転出者に対して、相続人代表者・納税管理人の設定を行うための対象者を抽出できること。 設定済みの対象者を抽出できること。									
	2		税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管理人、相続財産管理人、清算人(代表清算人)を設定し、その設定期間を管理できること。				データ管理の効率性の観点から、各課税システムに既に登録されている情報を取り込み、収納管理システムへ登録できることは実装すべき機能とする。 年度ごとに管理するかは地方団体の運用によるため、実装してもなくても良い機能とした。		要確認			
8.2.2.	1	送付先等管理	税目毎に送付先、連絡先(電話番号等)を設定できること。 電話番号は自宅/勤務先/携帯とし複数登録できること。	課税システムの送付先情報を引き継げること。								
	2		課税システムの送付先情報を引き継げること。									
8.3. 検索												
8.3.1.		検索対象	各校目の留定情報、納付情報、滞納情報、口座情報、滞付・充当情報、督促情報及び異動履歴(帳簿発行履歴、メモ等を含む)を照会できること。				検索機能は共通要件に定義しているが、検索対象・検索条件については個別に定義している。					
		検索条件	氏名(カナ・漢字・アルファベット)、外国人通称名)、住所(市内・市外)、生年月日、性別、宛先番号、個人番号、法人番号、住民区分(住民・外国人住民・住民登録外・法人・共有者)、税目、年度、通知番号、世帯番号、物件番号での検索ができること。 カナ・漢字での検索はあいまい検索ができること。 問合せが可能なこと。 納付の有無で絞り込みが出来ること。	旧姓、旧住所、住所(丁別・番地別)、電話番号、法人種別(NPO法人、財団法人、医療法人、福祉法人、NPO法人、財団法人、医療法人、福祉法人、NPO法人)、消通番号、消通番号、通知番号、物件番号での検索ができること。 個人住民税について、収納の納付書番号(登録用)、資料登録区、資料番号)での検索ができること。 経自動車税(種別別)について、乗換車・乗換車-全体的別、車種、車両コード、標識番号、車体番号での検索ができること。 法人住民税について、事業年度、申告区分、整理番号(申告情報の登録番号)、整理番号(税務署の管理番号)、旧法人管理番号での検索ができること。 固定資産税(土地)について、物件所在地、未課税区分、課税地目、面地番号、路線番号、物件番号、号室番号、交換地番号での検索ができること。 固定資産税(家屋)について、物件所在地、調査番号、家屋番号、物件番号、号室番号での検索ができること。			大規模団体においては、大量のデータから検索する必要があるため、より詳細な検索条件を実装してもなくても良い機能としている。					
8.3.2.		検索条件	旧姓、旧住所、住所(丁別・番地別)、電話番号、法人種別(NPO法人、財団法人、医療法人、福祉法人、NPO法人)、消通番号、消通番号、通知番号、物件番号での検索ができること。 個人住民税について、収納の納付書番号(登録用)、資料登録区、資料番号)での検索ができること。 経自動車税(種別別)について、乗換車・乗換車-全体的別、車種、車両コード、標識番号、車体番号での検索ができること。 法人住民税について、事業年度、申告区分、整理番号(申告情報の登録番号)、整理番号(税務署の管理番号)、旧法人管理番号での検索ができること。 固定資産税(土地)について、物件所在地、未課税区分、課税地目、面地番号、路線番号、物件番号、号室番号、交換地番号での検索ができること。 固定資産税(家屋)について、物件所在地、調査番号、家屋番号、物件番号、号室番号での検索ができること。						要確認	要検討		
8.3.3.			特別徴収指定番号、車両番号での検索ができること。									
8.4. その他												
8.4.1.		納税組合	納税組合と納税義務者の結びができること。納税組合情報は開始日・終了日を設定できること。 納税組合コードによる検索ができること。 納税組合に所属している納税義務者の情報を参照ができること。 納税組合が解散した場合、一括して照渡できること。 組合ごとの納付状況が把握できること。	納税組合と納税義務者の結びができること。納税組合情報は開始日・終了日を設定できること。 納税組合コードによる検索ができること。 納税組合に所属している納税義務者の情報を参照ができること。 納税組合が解散した場合、一括して照渡できること。 組合ごとの納付状況が把握できること。			納税者組合が発立されているかどうかは地方団体によるため、実装してもなくても良い機能としている。					
8.4.2.		前納税資金	前納税資金の交付率、交付戻率額を設定できること。 口座振替による全期前納の場合、納税金を差し引いた金額で振替依頼データの作成ができること。	前納税資金の交付率、交付戻率額を設定できること。 口座振替による全期前納の場合、納税金を差し引いた金額で振替依頼データの作成ができること。			前納税資金制度を導入している地方団体は一部のため、実装してもなくても良い機能としている。 口座振替は収納管理システムにて対応し、納付書による納付の場合は、各課税システムで納税金を差し引いた金額で納税通知書を作成できることとする。					
用語の統一												
												【事務局】 ペナダより、議定年度、議決年度、課税年度について、用語の定義との表記ゆれがあるとの意見があったため、精査を実施する。